

平成24年第2回長瀨町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
6月12日(火)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長あいさつ	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○町政に対する一般質問	8
5番 関 口 雅 敬 君	8
2番 村 田 徹 也 君	17
1番 岩 田 務 君	26
4番 野 口 健 二 君	30
7番 齊 藤 實 君	30
3番 板 谷 定 美 君	33
6番 大 島 瑠美子 君	39
9番 新 井 利 朗 君	43
○町長提出議案の報告及び一括上程	52
○議案第14号の説明、質疑、討論、採決	52
・議案第14号 専決処分の承認を求めることについて(長瀨町税条例の一部を 改正する条例)	
○議案第15号の説明、質疑、討論、採決	56
・議案第15号 専決処分の承認を求めることについて(長瀨町国民健康保険税 条例の一部を改正する条例)	
○議案第16号の説明、質疑、討論、採決	57
・議案第16号 長瀨町印鑑条例等の一部を改正する条例	
○議案第17号の説明、質疑、討論、採決	59
・議案第17号 財産の処分について	
○議案第18号の説明、質疑、討論、採決	60
・議案第18号 平成24年度長瀨町一般会計補正予算(第1号)	
○議案第19号の説明、質疑、討論、採決	64
・議案第19号 財産の取得について	

○議案第20号の説明、質疑、討論、採決	65
・議案第20号 工事請負契約の締結について	
○議案第21号の説明、質疑、討論、採決	66
・議案第21号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約	
○議案第22号の説明、質疑、討論、採決	67
・議案第22号 皆野・長瀨上下水道組合理規約の一部を変更する規約	
○議案第23号の説明、採決	68
・議案第23号 長瀨町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
○請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	69
・請願第1号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める請願	
○議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	70
○日程の追加	71
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
・発議案第1号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書	
○閉会について	72
○町長あいさつ	72
○閉 会	73

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第44号

平成24年第2回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年6月7日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成24年6月12日（火）

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗	君	10番	大	澤	夕	キ	江	君

不応招議員（なし）

平成24年第2回長瀬町議会定例会 第1日

平成24年6月12日（火曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

5番 関 口 雅 敬 君

2番 村 田 徹 也 君

1番 岩 田 務 君

4番 野 口 健 二 君

7番 齊 藤 實 君

3番 板 谷 定 美 君

6番 大 島 瑠美子 君

9番 新 井 利 朗 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第14号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第15号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第16号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第17号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第18号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第19号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第20号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第21号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第22号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第23号の説明、採決

1、請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉会について

1、町長あいさつ

1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗	君	10番	大	澤	夕	キ	江	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	副町長	平	健	司	君	
教育長	新	井	祐	一	君	会計 管理 者	齊	藤	敏	行	君
総務課長	福	島	勉	君	税務課長	大	澤	彰	一	君	
町民課長	野	原	寿	彦	君	健康福祉 課長	中	畝	健	一	君
地域整備 観光課長	齊	藤	英	夫	君	教育次長	大	澤	珠	子	君

事務局職員出席者

事務局長	若	林	実	書記	野	原	徹
------	---	---	---	----	---	---	---

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長(大澤タキ江君) 皆さん、おはようございます。

本日、平成24年第2回長瀨町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成24年第2回長瀨町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長(大澤タキ江君) これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(大澤タキ江君) 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長(大澤タキ江君) ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成23年度2月分から4月分と平成24年度4月分に関する現金出納検査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

3月27日に、秩父市役所で「秩父地域議長会役員会」が開催され、副議長新井利朗君ともども出席いたしました。

4月5日に、埼玉県県民健康センターで「埼玉県町村議会議長会役員会」が開催され、出席いたしました。

5月21日に、秩父地方庁舎で「秩父地域基幹道路建設促進議員連盟」及び「水と森林を守る秩父地域議員連盟」の役員会が開催され、副議長新井利朗君ともども出席いたしました。

5月22日に、小鹿野町役場で「秩父地域議長会定期総会」が開催され、副議長新井利朗君ともども出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長あいさつ

○議長（大澤タキ江君） 本定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 皆さん、おはようございます。6月定例会開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

緑の鮮やかな季節もあっという間に過ぎ去りまして、梅雨の季節を迎え、しばらくははっきりしない天候が続くのではないかと思います。

この季節は、大雨による災害の発生しやすい時期であります。農作物の恵みの雨となることを願ってやみません。

ここで、平成24年4月1日付で幹部職員の異動、昇格がありましたので、ご紹介させていただきます。

総務課長でございます。

○総務課長（福島 勉君） 福島でございます。よろしくお願いいたします。

○町長（大澤芳夫君） 税務課長でございます。

○税務課長（大澤彰一君） 大澤でございます。よろしくお願いいたします。

○町長（大澤芳夫君） 町民課長でございます。

○町民課長（野原寿彦君） 野原です。よろしくお願いいたします。

○町長（大澤芳夫君） 健康福祉課長でございます。

○健康福祉課長（中畝健一君） 中畝です。よろしくお願いいたします。

○町長（大澤芳夫君） 地域整備観光課長でございます。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 齊藤です。よろしくお願いいたします。

○町長（大澤芳夫君） 以上、異動、昇格した幹部職員でございます。よろしくお願いいたします。

さて、国内の政治状況を見ますと、消費税増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法案や原発再稼働問題などにより、国会が混乱しておりますが、山積する問題を解決するためには政局の安定が欠かせないところでございます。

今の国会の状況を見ますと、ますます政治の混迷に拍車がかかるのではないかと憂慮しているところでございます。

本日ここに、平成24年第2回6月定例町議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中をご健勝にてご参会を賜り、当面する町政の諸問題についてのご審議をいただきますことは、町政進展のため、まことに感謝にたえないところでございます。

ここで、3月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、健康福祉課関係について申し上げます。

去る5月13日に開催されました「第25回長瀬町社会福祉大会・福祉バザー」につきましては、議員の皆様を初め大勢の関係者のご協力をいただきまして、盛大に開催することができました。

おかげさまで、この社会福祉大会・福祉バザーも四半世紀の長きにわたり実施してまいることができました。これもひとえに地域の皆様の自助、共助、扶助に対する深いご理解のたまものと改めて感謝申し上げます。次第でございます。

福祉バザーにつきましては、町内全域の各家庭や企業・商店から7,300店余りのバザー用品のご提供を

いただきました。おかげさまで150万円余りの売上金となり、大変な成果を上げることができました。

売上金につきましては、社会福祉協議会の貴重な財源とし、有効に使用させていただきたいと考えております。

次に、地域整備観光課関係について申し上げます。

花の里・ハナビシ草園が6月1日に開園され、6月27日までの開園といたします。ことしは、春の天候不順によりまして、開花は少しおくれぎみでございますが、現在見ごろを迎えていると承知しております。多くの観光客、町民の皆様にごらんをいただきますようお願いいたします。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

平成25年度の東京国体・ライフル射撃競技が、長瀬町を会場に開催されますが、4月から「スポーツ祭東京2013 長瀬事務所」の名称で事務室が役場4階に開設され、東京都の担当職員4名が常勤しております。

また、本年9月7日から9日までの3日間にわたり、本番と同じ会場でリハーサル大会が開催されますので、周知方よろしくようお願い申し上げます。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、専決処分承認案2件、条例改正案1件、補正予算案1件、財産の議決案2件、契約の議決案1件、協議案2件、人事案1件の合わせて10議案でございます。

これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

いずれも町政進展のため重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのごあいさつといたします。よろしくようお願いいたします。ありがとうございました。



◎議事日程の報告

○議長（大澤タキ江君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤タキ江君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

7番 齊 藤 実 君

8番 野 原 武 夫 君

9番 新 井 利 朗 君

以上の3名をご指名いたします。



◎会期の決定

○議長（大澤タキ江君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から13日までの2日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から13日までの2日間とすることに決定いたしました。



◎町政に対する一般質問

○議長（大澤タキ江君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願ひ申し上げます。

それでは最初に、5番、関口雅敬君の質問を許します。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） それでは、通告に沿って質問をさせていただきます。

1番、小学校の土曜日授業について教育長にお伺いをいたします。平成24年度から小学校で土曜日の授業が年数回実施されることになりましたが、秩父郡市内はもとより、第一・第二小学校でも歩調がとれていないため、実施日がばらばらなようです。

第一・第二小学校で歩調を合わせ、さらには秩父郡市内で同一の日に実施するようにできないか、考えを伺います。

○議長（大澤タキ江君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） ただいまの関口議員の質問にお答えいたします。

ただいま小学校というふうにおっしゃいましたけれども、中学校もあわせて実施しているわけでございますが、平成24年度から実施させていただいております。平成23年度はかなり早い時期から校長会を中心に検討を行い、保護者アンケート等もお願ひしまして、実施をいたしております。この土曜授業の実施の背景には、学習指導要領の改訂によりまして、年間の授業時数が35時間増加したことによりまして、年間の授業時数に余裕がなくなったというところにあります。そのために土曜日を活用することによって授業時数を確保し、ゆとりのある効果的な教育活動を展開したいというものでございます。

そこで、校長会議を中心に検討を行いまして、平成24年度は小学校で3回、中学校で4回の土曜日授業を実施することになりました。今までも土曜日に行事等を行ってきたわけですが、ここで言う土曜日授業は、土曜日に授業を行った場合、あるいは行事を行った場合に振りかえ休日をとらないという形で

授業時数の確保を図るものでございます。土曜日に授業や行事を行う場合には、特に家庭や地域との連携を深めるという観点から行うものとして公開授業ですとか、保護者会、文化祭、合唱コンクール、引き渡し訓練、親子ふれあい活動等が、それに当たります。行事の実施時期についてでございますけれども、年間の行事計画の中で検討してまいりますので、各学校によって、どうしても異なってまいります。

特に地域の方との、あるいは保護者との連携ということを考えますと、実施時期等はなかなか難しいものがございます。今年度は、町内3校で調整を図ってきたわけでございますけれども、先ほどご指摘のように小学校につきましては、3回のうちの1回、3学期の分が一小と二小で期日がずれております。中学校につきましては、小学校と重ならないようにという配慮のもとに違う日程が組んでございます。また、そういった各学校で事情がございますので、完全に同じ日ということは、なかなか難しいわけですが、両校とも調整をしながら図っておりますので、できるだけ同じ日に実施できるようにというような配慮を今しているところでございます。

さらに、秩父郡市内で同日の日に実施することはできないかということでございますけれども、土曜授業は、先ほども申し上げましたように授業時数確保のための取り組みでございます。そのために、それぞれの教育委員会が、それぞれ異なった方法で取り組んでおりまして、長瀬町と同じ方法の市町は、秩父郡市内にはございません。さまざまな事情のもとに行っているところでございまして、郡市内で歩調を合わせるといことは難しいところがございます。しかし、機会をとらえながら、働きかけはしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今答弁をいただきましたけれども、各学校ごとで、例えば子供たちが土、日にどんな過ごし方をしているのか、あるいはこういう長瀬町のように本当に小さな町で、少子化でいる中で、学校優先、これも大事なことのだけれども、土曜日、日曜日にスポーツや、あるいは郷土芸能だとか、いろいろな習い事をしている子供たちが、今これで本当に引っぱり合いっこになるわけですよ。それを私は心配しているのです。

今言うように秩父郡市は完全にばらばらで、各市町村が自分たちの向いている方向だけでやっていると、今後子供たちのスポーツや文化の継承に差しきわりが出てくるのだと思うのです。特に長瀬は、町長がよく言う、一番小さな町だという話の中で、子供たちがいろいろな習い事ができなくなってしまう。そういったことを私は心配しているので、今後教育長が、秩父郡市の教育委員会の会議等でも、こういう発言をして、今町では定住自立圏構想といって秩父郡市1市4町でいろいろなことをやろうと言っている中で、教育委員会だけが何か別ごとのように走ってしまっているような感じを受けるので、いかがでしょうか。

○議長（大澤タキ江君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 郡市全体の中でということになるかと思うのですけれども、10年ぐらい前からでしょうか、2学期制ということが始まりました。このときの2学期制のスタートは、やはり授業時数の確保ということが目的にございました。現在でも幾つかの市町村では2学期制を実施していますけれども、秩父管内ではございません。秩父市が取り組み始めたわけでございますけれども、2学期制の移行は、結果的にはされなかったわけですが、その流れの中で、同じ授業時数の確保ということで、その時点で夏休み後半を授業時数にしようという取り組みをまずスタートしております。

その後が、昨年度になってから横瀬町で夏休みの後半に授業時数確保のための授業日にしようという取り組みを始めております。これらも取り組みも、実質的に授業が何時間確保できるかということにつきましては、ちょっと私たちも疑問に感じる部分もあるわけですが、長瀬町では、実質的に確保できる方法を考えようという形で1年間かけて研究をさせていただきました。

そんな関係で、他の市町とは違った形での確保という形になっております。それぞれの市町村が、それぞれのいきさつがあって実施しましたので、それがぱっと全部の市町村が同じ歩調になるということは、なかなか難しい部分はあるのかなというふうには今の時点では考えております。しかし、全部の歩調がそろうことが一番いいわけですので、そこにつきましては、やはり考えは同じだろうというふうに思っておりますので、それぞれの教育長さんには働きかけをしていきたいなというふうに考えております。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今教育長も、私が考えている方向で多分理解しているのだと思うのです。この長瀬町の中でも、私も以前教育長に、第二小学校は児童が少ないから運動会もかわいそうだから、何とか一小と二小で運動会をやっていきましようということで、以前提案というか、質問させてもらって、これから協議、検討してみるというお話の中で、そういうのがまだ見えてこない。特に授業日数をふやすために子供たちが犠牲になって、子供たちをしっかりと教育しよう、郷土芸能を子供たちに教えようという団体等が運営ができなくなってしまう。はじめの一步だけでも、長瀬町の町内だけでもいいから、なるべく早く一緒に、きょうはあっちが学校だけれども、こっちは休み、そういうのないようにして、秩父郡市で教育長が特に強く発言して、何とかまとまるようにやってもらいたいと思っておりますが、お願いいたします。どうぞ。

○議長（大澤タキ江君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） お答えいたします。

なかなか難しい宿題でございますけれども、できる限り発言をしていきたいなというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） この議論、これで打ち切っておかないと収拾がつかなくなりますので、ぜひとも子供たちを中心にいろいろ考えてやっていただきたいと思っております。学校の事情もわかりますけれども、今子供たちが少子化で、何をしても小さな集団でやっていますので、特に団体でやるやつは進めてもらいたい、お願いいたします。

2番目に、小中学校入学祝金支給事業について教育長にお伺いをいたします。昨年度から始まった小中学校入学祝金支給事業は、保護者負担の軽減を図るための子育て支援の一環であるが、一部に支給対象外になったケースがあったと聞きましたが、その理由を伺います。

○議長（大澤タキ江君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） ただいまの入学祝金についてのご質問でございますけれども、今ご案内のように平成23年度、昨年度から実施をいたしまして、今年度2年目の実施ができたところでございます。実施に当たりましては、長瀬町小中学校入学祝金支給要綱を制定し、これにより実施をしております。ご質問の支給の対象外になったケースでございますけれども、平成23年度は私立中学校進学者2名と震災によりまして一時的に避難をされておりました小学校入学の児童が1名の合計3名でございます。それから、平成24年度でございますけれども、私立中学校進学者が2名、それから特別支援学校の入学者、小学校に2名、

中学部に3名、合計5名でございます。

対象外の理由でございますけれども、対象者を4月1日現在、長瀨町に住所を有し、長瀨町立小中学校に入学した者というふうに定めてあります。区域外就学者、それから町外の学校等への入学者は対象外となっているものでございます。これは、この制度を導入する背景に、町立小中学校への入学者の経済的負担を支援することを目的としたためでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 町内の子供が小中学校に入学する場合に支給される祝金は、私立中学校や養護学校に入学する場合でも保護者の負担の条件は同じであり、子育て支援の意味からすると、対象外にできる理由はないのではないかと思います。1点お願いいたします。

それから、今教育長が要綱を発言していましたが、要綱を見ても、この祝金が支給できない条件や基準は、私は見当たらない、これは要綱の解釈の差で訂正すべきではないか。例えば養護学校の子供に祝金がない、これは学校の事情で、その養護学校に行く指導もしているのだと思うのです。私が、この祝金のもとになる発言をしたのは、中学校の制服が高いという発言から、こういう形になってきたのですけれども、例えば税金を公平に使うという話からいっても、ちょっとゆがんでいるような気がします。私立に行った家庭にはいかない、養護学校に行った人にはいかない、長瀨の町立第一と第二、あるいは中学校、それ以外はくれないという、私は要綱を教育委員会でもらっていますけれども、この要綱を読む限り、今教育長が、そういう解釈をするのであれば、私は親の立場から見て、この要綱を見れば、そういうもらえない要綱になっていない、そう思います。いかがですか。

○議長（大澤タキ江君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） お答えの前に、ただいま議員、養護学校という言い方をされておりましたけれども、数年前から特別支援学校というふうに名称が変わっておりますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

それから、先ほどの要綱の解釈の問題ですけれども、要綱の第1条、目的としまして、この要綱は、児童生徒が町内の小中学校に入学する際というふうになっておりますので、ここの部分で町内の小中学校への入学というふうに理解をしております。そういった意味でございます。ただいま議員ご指摘のように、ほかの子供たちへの入学のお祝いもというご意見は、委員会のほうにもいただいております。再検討の時期に来ましたときには再検討する必要があるかなというふうに考えております。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 再検討の時期にはやるというのであれば、誤りはなるべく早くただしたほうがいいと私は考えます。本当にこういう対象者の親が、これでは納税意識もなくなると私は思うのです。まだ始まったばかりだから、すぐ検討し直して、この事業が始まる時に私は、中学校の制服が高いから何とかできないのですかということから始まったので、私のところにも執行部のほうから、こんな形という話があって、みんなに平等にいくのだろうなと思ったから、これはどういう祝金で、どういうふうにしたのかなというのを見ていました。そういう中で、この祝金事業は、そういったところで穴が見つかるので、それをなるべく早く直してほしいと同時に、町長、この祝金について、税金からの投入なので、ぜひ全員の子供に入学祝金はやるべきだと思いますけれども、町長のお考えもあわせて伺いたいと思います。先に教育長にやらせてください、忘れてしまうと困るので。

○議長（大澤タキ江君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） できるだけ早い機会に検討できるようにというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えさせていただきます。

教育委員会で決めたことでございますから、推移を見守ってきたわけでございますが、養護学校、特別支援学校ですかね、これについては、私は町内にある学校というふうに考えてもいいのではないかと。特別の状況で行かざるを得ないということでございますから、その辺は、私は、個人的には、そういうふうに考えています。

それから、私立学校につきましては、要綱だとか、そういうものについての見方をもう一度見直していただいて、本来なら全員の方に出すというのが基本でしょうけれども、決めたことにつきましては、よくご理解をいただいた上で改正をすとか、廃止するとかということになるだろうと考えておりますので、教育委員会の、これからの考え方を実施に移していただく、その方法を私たちは見守っていきたいというふうに考えています。

〔「議長、もう一回いいですか」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 教育長は、早く検討するという発言だと私は解釈をしました。解釈の違いで、また違うほうにいかないように、ここで確認をしておきたいと思います。並びに町長にもう一度お伺いしますが、教育委員会で決めたことだけれども、例えば入学祝金の支給対象者のところには毎月4月1日をもって長瀬町に住所を有する小中学校に入学する児童生徒を養育している保護者という文言がうたっているのですよ。だから、私立学校に行くのが何十人もいるわけではないので、税の公平性からいったら、このぐらいのところまでは全部広げてあげて、入学祝金というのであれば、それを進めてもらいたいし、それをよく町で話してもらいたいと思うのです。そうでないのだったら、私が一番最初に発言したのは、長瀬中学校の制服が高過ぎるから発言したので、もしだったら、またその発言を今後振り出しに戻して議論をしていかななくてはなので、ここのところ、支援学校に行く子供はもちろん、それから私立の中学校に行く子供も数名しかいないので、この支給対象者というところでいけば、4月1日に住所を置いていればということで、町長、そこをお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今のお言葉の中で、私たちとちょっと見解の違うところがあるのです。それは支給する対象者は、町内に小学校、中学校があるということが前提であるという、そういう文言が多分あると思います。それを基本に考えたということだろうと考えておりますが、私たちとすれば、今関口議員のお話もわからないわけではないというふうに考えています。ですから、教育委員会から相談があれば、これは真剣に対応していきたいというふうに、私たちが教育委員会を飛び越えてやるというわけにはまいりませんので、その辺は協議をしていきたいと考えています。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、ぜひ協議を重ねて、納税者に対し、公平に税金が使われるように検討していただきたいをお願いしておきます。

では、続いて3番目、職員採用について町長にお伺いをいたします。現在の雇用情勢は依然として厳し

い状況にあり、町は町民の生活を支える基盤である、安定した雇用の場を確保する立場にあります。しかし、近年の町職員の採用状況を見ると、町外からの採用者が多くなっています。町内の雇用の場の確保として、また人口減少の防止策としても職員の採用は町民を優先すべきであると考えますが、いかがか、伺います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今の関口議員のご質問にお答えをしたいと思います。

町といたしましては、職員としての明確な目的意識や意欲、それから能力、資質等を有する人材を確保するために地方公務員法に基づきまして職員の採用試験を行っているところでございます。試験の実施に当たりましては、応募者に広く周知し、教養試験、作文試験、面接試験を実施いたしまして、競争原理をその中に導入いたし、採用選考に努めているところであります。しかし、深刻な雇用状況によりまして、公務員を志望する学生等が非常に増加をいたし、長瀬町の採用試験でも町外からの応募する人たちが非常に多く見られます。人口減少の防止策といたしましても、職員の採用は町民を優先すべきということは、気持ちとしてはよくわかります。しかし、就職の機会均等を確保するという当事者といたしましては、応募者に広く門戸を開いた上で、それから人種、信条、性別、社会的身分などの事項による差別があってはいけませんので、適性、能力などを基準とした公正な採用選考を行うことが、必要条件として第1に挙げられる、そういうふうを考えています。町内の方たち同じであれば、町内の人を採用したいという思いを持っております。しかし、試験の差が出たときには、これを逆転して、町内優先ということを第一義に考えるということはいかなるものかというふうを考えているところでございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 事前に作文を考えた、その発表で、私は再質問に具体的にお聞きをしていきます。

この採用試験に大きな予算を使って町独自で実施する理由は、今挙げた中から多分出てくるのだと思うのですけれども、具体的なお願いをしたいと思います。

2つ目、例えば町外者でも優秀な職員がいると、町内と町外で差があって町外の方がいいという話の中から、例えば町長、私は今回災害時の質問はやめました。その中で災害時に職員が町外に居住している人だと駆けつけられないと私は思っているのです。町外で、そういう難しいけれども、町内の在住者であれば、そういう本来の業務以外のことも、消防団に入ったり、地域活動をやったり、非常に使いやすいとか、ことになると思うのです。そういうことを踏まえて、今度は3つ目、長瀬町から給料をもらって他の市町村に税金を払って、これでは税金を納めている、例えば町民感情、こういうことからすれば、採用試験に予算を使って、はい、入れました、では給料は町からくれます、税金は他の市町村に、ほかのところに納める、これでは納得いかなくなると思いますよ。

そういうことからいって、町は、さっきも教育長に言ったけれども、定住自立圏構想で人口が減らないように1市4町で一生懸命やりましようと言いながら、今の町長の答弁だと、この長瀬の住民を、同じレベルだったら長瀬を使うよ、これではちょっと違うのではないですか。

それから、若者定住促進住宅といって私は長瀬不動産の一部だという思いをしますけれども、その若者定住促進住宅をやっている、今までいろいろ聞いていても、そんなにメリットはなかったのではないですか。そういう点からいっても、若い職員を町の中から採用すれば、町のことは知っている、災害時にも使える、今言うように税金の納入も外にやるのではなく中でやる。今この長瀬町だって就職をしたくていろいろ右往左往している若い人を私も結構目にします。派遣でどここの工場へ行っているとか、そういう

のを聞くわけで、町長、今の3点、具体的にしっかりと教えてください。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えは前後すると思いますが、先ほど申し上げた基本的なことについては、これは公務員の採用につきましては非常に根本的な問題でございまして、先ほど私のほうからも答弁申し上げましたように、同じ程度であれば当然町の人を優先に考えるというのは、それは理解していただけるというふうに考えます。ただ、去年の場合、特別な採用試験の方法をとりました。これは今年度はとりません。200人以上の応募がありました。経費と時間が非常にかかって、そして優秀な人材は集まるのですが、私たちも試験官をやらせていただきましたが、見ていると試験なれをしているという部分があります。これは勉強して採用試験に応募しているなというのがよくわかるような状況でした。そうではなくて、心の問題だとか、町に対する思いだとか、そういうものを私たちは中心に考えていかなければいけないということから考えると、先ほど申し上げましたように外部の人と町の人の成績が同じような状況であれば、当然町の人を優先に考えるべきであろうということを申し上げたわけでありまして。

それで、定住自立圏の問題につきましては、学校の耐震大規模改修が終わりましたので、これから積極的に行動をとっていきたい。今年度からいろいろなことを考えて行動を起こしております。例えば袋の、前言いました高砂団地をどうするかというような問題も、この間担当の課長においていただいて打ち合わせをしたところでございます。そのような状況で積極的な行動をとっていきたい、そういうふうを考えております。

職員の採用、職員は住民に対する奉仕人でありますから、成績の上下にかかわらず町の人を優先して採用するというだけでは、これはまずいと。やはり一定程度の資質を持った人たちを役場の職員として採用し、皆さんのためにサービスマンとして活動していただくということが前提でありますから、これは公務員の公平、公正ということを考えれば、私たちとしては当然やるべき最初の考え方でなければいけないというふうに考えていますので、この辺はご理解をいただければありがたいというふうに考えています。

そういうふうな状況を考えますと、関口議員のお話もよくわかります。就職難、それから仕事がない、そういうこともよくわかっておりますし、町としても、それは大きな課題でありますから、これから真剣にしっかりやっていきたいというふうに考えておりまして、そういう状況の中での採用試験につきましては非常に難しい。ただ、試験なれしているというような状況を私たちがうまく見抜けるかどうか、こういう問題も含めて、我々も勉強していかなければいけないというふうに考えているところでございます。今年度からは、またもとに戻して、公務員の統一試験の一員として私たちが参加をし、採用試験をやりたいというふうに考えているところでございます。

以上のことで、ご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） ご理解をいただきたいと言われましても、今私も町長が言うので、あ、なるほどなと思う反面、私は、この町に住まわせてもらって、町長が優秀とか、そういう話をしていくと、2年前の12月議会ではないけれども、町長が、これをやるというやらない、その話になっていってしまう。だから、優秀な職員って何だろうなというところになっていってしまうと思うのですよ。だから、具体的に私は税金問題、そういう話を出させてもらいました。この町を知らない人が職員になってきても、ちょっとレベルが落ちてたって、この町を知っている職員で業務外のこともいろいろできれば、そのほうが私はいいと思うのです。

それで、指導監督をしっかりすればいいのだから、これは民間、私たち企業なら、同じレベルの人をやっても、こっちはちょっと落ちているけれどもといっても、ちゃんと指導すればできるようになるのですよ。だから、私はさっき言ったように、町で給料をもらって、よそのところに税金を納めるのではなくて、この町にいてもらって、そうすれば人口もふえていく、若い職員が入るのだろうから、これから子供もできていく。そうすると、そういうことで、この町がいろいろな意味でよくなると思ったから、私はこういう発言をしているのです。

では、例えばよそから採用する人に、この町に住んでくれと言ったらどうですか。この町に住んでもらいましょうよ。そうすれば、この町が悪くなつては自分の生活に差しさわりのあるから、一生懸命やると思いますよ。よそから通ってきて、おれは帰れば、家は向こうにあるからといって、そういうのでやられても困るし、そういう意味で消防団だって人数は少ないと言っているのだから、町の職員になれば消防団にも入るでしょう。そういう中で私は発言しています。例えば町内の、今回入った人のほかに、町内でどのぐらいこの町に入りたいという、そういう希望者の数も、それもあわせて、3回目なので、教えていただきたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 最後にご質問いただいたことにつきましては手持ちがございませんので、後でご報告をさせていただきます。

〔何事か言う人あり〕

○町長（大澤芳夫君） では、総務課長からお答えいたします。

それから、消防団員だとか、そういうものについては、役場の職員、町外から来た人間にも全部これは半強制的に入るように指導しているところでございます。

それから、よそから長瀬町の職員として入ることになった職員につきましては、長瀬町に住めと、長瀬町に住んで、将来を長瀬町のために一員として、先ほど議員からお話がありましたように給料だけ持って家に帰るということではなくて、長瀬町に愛着を持って、そして長瀬町のためにこの町に住んで、そして結婚して子供さんをつくって、そういうことをやってほしいという願いは常々しておりますし、そういうふうな形になっている方も何人かおいでになります。そういうことは、これからも常日ごろ私たちは申し上げていきたいと考えておりますし、そういう思いを持った職員でなければ、長瀬町に来ていただくという、私たちも大きな価値というか、メリットというのは期待できないということでございますから、優秀なだけではなくて、町を思う、愛する気持ちというのが、そういうものが当然あって長瀬町の採用試験に受験されているのだろうということは前提条件として考えています。そういうことから考えますと、結婚したら長瀬町に住んでいただくということを、女性の場合は旦那さんの問題があると思いますが、男の場合は自主的に長瀬町に住むということを考えれば、そういうことはできるのだろうというふうにご覧になって、その辺は常々申し上げているところでございます。多分効果は出てくるだろうというふうにご覧になっております。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） おはようございます。関口議員の再質問にお答えいたします。

具体的な数字でございますので、私のほうからお答えさせていただきますが、職員の採用試験につきましては、平成14年から平成20年までは採用を行っておりませんでした、一般行政事務ですが。平成21年から採用試験を行いまして、平成21年、平成22年は具体的に何人と申し上げますと、個人的な情報も関係し

てくるかと思しますので、割合等で申し上げさせていただければと思うのですが、平成21年、平成22年は大体5割前後、全体受験者が10名前後ぐらいです。昨年の試験につきましては、全体受験者が190名ぐらいで、町内受験者は平成21年、平成22年と同様の人数ぐらいの数字でございます。

それから、消防団の関係、先ほど町長も申し上げましたが、男性職員、新採用がここ数年入った職員全員、町内、町外を問わず消防団のほうに入団しております。

以上でございます。

〔議長、もう一回いいですか〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 町長、5割ですよ。半分も町の若い人が入りたくて手を挙げてきているのですよ。さっきも言うように税金の話からいったり、町長は消防団に入れると言っているけれども、例えばどこか遠くに住んでいる職員は、消防団に入れたって、火事は庁舎が動いているときにだけあるとは限らないし、昼間だけの消防団員だったら、本来の業務をさておいて消防団活動をしに来るように私は受けとめられるのですよ。だから、そういったこともいろいろ加味して、例えば女の人だったら、だんなの都合によって来られるかどうかと言っているけれども、そういうこともいろいろ加味して、入れるのなら、この町で採用するのであれば、自分たちがいいようにやらなければ、これは全体の人を考えて公平にやらなくてはなくて、町だって定住自立圏で一生懸命やろうという意欲を持っているし、若者定住促進住宅で用意しているのだから、そういうところを買ってもらおうとか、そういうふうにしなかったら、例えば若者定住促進住宅だったら、町内に住んでいる若い人が、例えば1,000万円用意しろといったって用意できないですよ。役場へ入るような人に、そういう条件をつけるということで町に入ってもらおう。

私が一番希望するのは、町内在住者、町内から採用してもらいたい、そういうことを町長にお願いするために、この発言をしたので、今回2人入っているのですか、それは1人は女の子で1人は男の子で、その男の子もこっちに来るといふ、消防団には入るといふ確約をやらせると町長は言ったけれども、女の子では、そういうのは無理でしょう。そういうことからいって、これから採る人は、町内優先で採っていただきたい。多少下だって、ちゃんと指導すればできるのだから、この役場の業務は。私が見てもですよ、私が若ければ手を挙げて、今から1年生で入って、しっかり課長にまで絶対なりますよ。そういうことから、町長、もう一回、町内の人を使ってください。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 町を愛する気持ちというのはよくわかります。私も全く同じ考えです。ただ、公務員としての採用試験の基本的なことを考えますと、成績というのを無視して、下でも上でもいいから、町で採れということであれば、町外の人を採用しない、試験の公募から外すということを考えないといけないと思います。ですから、私たちとすれば、これから考えますが、町外に出ていました女の子も今長瀬町に住むために家をつくっている、そういう職員がいます。男の子には、長瀬町に住めという話は、入ってすぐ言うのは失礼ですから、入って半年ぐらいたったときに各職員には申し上げて、長瀬町に住んでいる職員も中にはいます。そういう状況で、町を愛する、長瀬町は全く関係ない、ただ、給料をもらうだけの一つ的手段として長瀬町の職員であるということであれば、それはやめて出ていってもらおう。そのぐらいの考えは私たちも持っています。町を愛するという気持ちが基本になれば、町の職員としての仕事はできない。お金をもらうだけということであれば、それは別の会社に行ってもらえばいいわけですから、そういうことを考えて採用はしていません。

ただ、公務員を採用する原点というのがあって、それを全く外してしまって採用試験をやるということではできない、その苦しみというのは、ご理解をいただきたいと思います。だから、私たちは、そういう人たちに長瀨町に住んでいただければということは当然のことです。住んでくださいという願いは、こちらからします。住みなさいという命令をしたいわけですが、住んでほしいというお話を申し上げ、ご理解をいただけない人は、職員としていかなものかなというふうには私たちは考えていかなければいけない。関口議員さんのご質問は、成績が悪くてもということは、これは民間では簡単にできるのですね。ただ、公務員の場合は、その辺しっかりしたルールがあって、それに従ってやるということが前提でございいますから、まことに残念でございいますが、先ほど申し上げているような状況で採用しているというお話を申し上げたわけでありまして。お話はよくわかります。ですから、私たちとしては、採用した職員は長瀨町に住む、それでこれから人口減少をいかに食いとめるかということのテーマを大きく掲げて、平成24年度からスタートしていきたくて準備を始めたところではございいますので、その辺もご理解いただき、ご協力をいただければありがたいと思います。そういう中核をなすのが職員であるという思いを持っていただいて、ご指導いただければありがたい、私たちも微力ではございいますが、全力で、そういう方向に向くように職員を指導してまいります。よろしくお願ひいたします。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 次に、2番、村田徹也君の質問を許します。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 職員の人事異動についてお伺いします。

平成24年4月1日付の職員の人事異動における基本方針を伺います。

また、人事異動により、職員の育成を図り、健全な行政の執行がなされるものと町民は期待していますが、行政にどのように反映させているのか、基本的事項のみ簡単に、簡潔にお答え願ひしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今、関口議員の答弁の中でもいろいろ申し上げましたが、公務員というのは適材適所というのが、勤めの場合は当然あると思います。しかし、公務員の場合は、町民へのサービスマンということでもありますから、すべての業務について最低の知識は持たなければいけない、そういう思いを持って人事異動をしているところでございいます。

文書がありますので、これを読ませてもらいますが、町政運営の円滑かつ効率的に実施するために職員を適正に配置するため、定期的に人事異動を行っています。適正な人事配置は、公務能率の向上、組織の活性化を図るためにとても重要でありまして、異動に当たりましては、現在実施している自己申告制度、自分から、こういう仕事をやりたいという申告ですね、により職員の意向も把握し、計画的な視野のもとに人事配置を実施するように努めております。町行政におきましては、広範な業務を行っておりますために異動先は、それまでの業務の経験を生かしてという職員もいますし、また全く違う分野への異動も行う場合がございます。異動することで、職員としてさまざまな分野の知識を得られるとともに、いろいろな町民の方々とかかわり合いを持って、これからの町のことにつきましてのご指導をいただくというふうなこともありますので、仕事内容が変わることでも気持ちも変わり、新たな活動意欲もわいてくるのではない

かというふうに考えているところがございます。こういう異動によりまして、職員の育成を図りながら、役場の活性化を図り、町民が安心して暮らせる地域社会の実現ができるのではないかとこのように考えております。

先ほど申し上げましたように広範な仕事ですから、全くわからないところに配置されることもあり得るわけでありまして。それをクリアする、それが職員の努力、それから住民に対するサービス、そういうものをどういうふうにするかということについての勉強にもなると考えておきまして、自分の好きなところだけに置くということは、これは公務員としては不資格だということに考えておきまして、すべての仕事を把握できるような状況で勉強してもらおうと。例えば県の公務員の上級の方たちの話を聞きますと、配置転換をしたときに1カ月が勝負だということですね。1カ月の間に、すべてのことについて概略の仕事把握できない人は管理職として失格だということを県の幹部連中がよく申します。ですから、1カ月はほとんど寝ないような状況で勉強したり、それからいろいろな過去の行動等につきましても、その課のことについて徹底的にやりますと。そういうことから考えると、町のほうはちょっと甘いかなと、そんな思いを持っておりますが、幹部になる職員としましては、それだけではとても済みません。

ですから、上の方は、それなりの努力し、皆さんに対していろいろなご質問申し上げたり、ご意見を承ったりしているというふうに承知をしております。また、議員の皆様にも、そういうことにつきましても、いろいろお気づきの点がありましたら、ご指導いただければありがたいと思います。いずれにしても、町全体の仕事の把握ができないということになれば、管理職としての資質がないわけでございますから、その辺はしっかり職員も自覚をしているものと考えております。いずれにしても、小さな町ではあっても、仕事の範囲というのは広いものですから、そういうことにつきましては、異動が適正に行われるように私としては努力いたしますが、もしそういう問題があれば、皆さんからのご指摘もいただきたいというふうに考えております。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 簡潔明瞭にお願いしたいということだったのですが、大分町長に長く話をいただいたのですが、今お話を聞いてなのですけれども、まず人事異動は定期的というふうなお話だったのですよね。これは異動についてはジョブローテーションという言葉がありますけれども、このジョブローテーションは、主に何年を目安に、定期的ではなくて、役場職員は3年を目安にするとか、役職は何年をと、そのような流れはあるのか、伺いたいと思います。

その前にあと1点、役場内で、庁舎内職員の職員像というものを長瀞町では示しているのかどうか、伺いたいと思います。例えば町民とともに考え、行動し、成果を喜び合える職員というふうなスローガンですか、そのようなものを持って行っているか。また、それに従って、そういうものがあれば具現化されたものがあると思います。町民とともに考える職員とか、そのようなものがあるでしたら、それをお示しいただきたいと思います。

ちょっと前後しますが、先ほどのジョブローテーションは、何年を目安にされているのか。定期的という言葉だというのなら、それはそれで結構です。

あと、職員の希望はとって、それもというお話でしたが、それは間違いないかどうか。

あと、新規事業等で職員の職場内公募制度をとっているかどうか、それにつき伺います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 職員の資質というのもありますし、向き不向きというのも多少あります。だから、

すべてということには、なかなかいきませんが、大筋では、すべての課を把握する、理解するということが大前提であります。しかし、先ほど言った、向き不向きというのがあって、この課には行ったことがないよというので、定年を迎える人もいると思いますが、職員の定年、これから来年、再来年あたりから5人、6人、8人というような、1年間に採用した人たちが大量に退職期を迎えます。このときが一つの大きなターニングポイントになるだろうというふうに考えているところでございますが、職員を定期的といっても、3年でかわる人、1年でかわる人というのが、多分ここへ出てきます。これは、それぞれの人間の資質、それから仕事に対する適応性とか、そういうものを考えますと、これはやむを得ないのではないかと。それから、今言ったように定年制の問題で、職員がやめたときに、次に昇格させる職員の人たちのことにつきましては、急に変わるということがいっぱいあるわけで、これから二、三年たちますと、幹部職員が毎年7人、8人とかわるわけでございますから、これは大変なことになるだろうというふうに考えています。そういうことから考えると、大幅な人事異動は避けられないだろうというふうに考えています。その辺が一つの勝負どころだというふうに考えています。

それから、先ほど言った中で、どういうふうな意欲を持って、どういうふうな考え方を持って、職員が仕事に携わっているのかということについて幾つかありますが、一般の住民感覚及びコスト意識を持ち、町民の視点で行動する職員とか、公務員として高い倫理観を持ち、住民から信頼される職員、住民への説明責任を自覚し、透明性の高い行政運営を行う職員、広い視野と柔軟性を持ち、行政課題に的確に対応する職員、こういうようなことをテーマに掲げて勉強するように、こちらからは言っているところでございます。皆さんはサービスマン、私は、基本的には役場の職員は住民へのサービスマンだよと、だからいろいろなことを聞いて、聞きづらいこともちゃんと聞いた上で判断をし、行動しなさいということを申し上げています。これは言葉では立派な言葉ですが、要約すれば、そういうことにつながるだろうと、そういうふうにして申し上げているところでございます。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように、何年という具体的なものについては人によって違います。それから、定年になってやめる方、そういうことの状況、それから仕事の内容が変化する場合によっては、その課に重点的に人をふやすとか減らすとかというふうなこともありますので、その辺は多少変わってくるだろうと。私になったときに、課が12あったのを4つに減らしたことがあります。それは次のステップのための状況として、そういうふうにした上で細分化していく、見直しを図ったということがございました。そういうことで、今は多分8つだと思いますが、そういうような状況にしながら、変化を持たせながら、職員に対して刺激にもなるし、住民サービスの基本は外さないような状況で、そういうことをやってきたつもりでございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 町長に一般的な公務員の資質はこうあるべきだというものを発表していただきましたが、ということは、これこれこうと具現化された職員像は、職員の方々に周知されるようなものは、今のところないと判断させていただきたいと思うのですが、余りにも長過ぎて、多過ぎて、これだというのが、私にはちょっととりにくいかと。さらに具現化したもの、短くしたものがあつたほうがいいのではないかなと考えます。

今町長の答弁にあつたのですが、例えば今回の人事で農業委員会担当3名いたのですが、3名ともかわってしまったと。1名は1年でかわってしまったと。これもやむを得ない事情かと思いますが、一般的に考えると、やはり1人は残せたのではないかなというものが、まず私は非常に疑問に思います。あと、文化

財関係等についても、人がかわると。大体1人でやっていると思うのですが、これら専門性を有するものに関しては、その人材育成というのですか、1人で担当しても、それに補助がついたりというふうなことでスムーズな職の引き継ぎですか、そんなふうなものが出ていないのではないかなという感じを持ちました。その点について伺います。

また、あと一つだけ。人材育成なのですが、今中央では地方の時代と言っていますが、その地方の時代といっても、なかなかそれがここまで浸透してこないと。それに関して長瀨町では、こういうふうに入材育成をしているのだというのがありましたら、お答え願いたいと思います。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今農業委員会、具体的なお話がありましたが、適材適所というのは、私たちが見えていても、それに適合しないというような問題も含めて、かえるということがあります。例えば県の職員なんか1年でかわる人が偉くなるという不文律があるのですね。これは私たちはよくわからなかったのですが、優秀は人材は、その職に1年いて、例えば秩父の何とか振興センターとかというところの所長になって1年で本庁に戻る人は偉くなる、3年もいる人はだめだというようなことを公然と言っているわけですよ。だから、年数で職員をその場に置くことを、実際は適材適所というのを私たちは考えてやるつもりでございまして、やはり私たちのミスキャストというのですか、そういうのがどうしてもありまして、小さな町の中での少ない人材で異動するわけでございましてから、その職にどうしても合わないのかなという人は、なるべく早くかえるほうがいいのか。県とは多少違うような状況になっているというふうには考えています。

ただ、私も、その職員のすべてのことをわかっているわけではありまして、大勢の人たちの意見の中で集約をした結論を出すわけでありまして。そういうことから考えると、多分間違っていないだろうなという思いはありますが、皆さんから見ると、何をやっているのかということもあると思います。それは皆さんからどんどんご発言をいただいて、私たちもそれを参考に人事をやっていかなければいけない。その席についたから3年も5年もやりなさいということをお考えいただくのではなくて、適材適所なのかどうか、適材適所がどこにもないという人もいるかもしれません。これも採用に問題があったというふうには私たちは反省して、先ほど5番議員のご質問にお答えをしているわけでありまして。

そういう状況から考えますと、小さな町、それから地方の公務員の採用というのは非常に難しい、私情が絡んではいけない、これは決定的な前提条件だというふうには私たちが今まで考えてきました。ただ、小さな町だから、多少の上下があっても、町の職員を採用しなさいというご指摘は、それは私たちもわからないわけではありまして。ただ、そういうことをやってはいけないということが前提で職員の採用試験をやっているということをご理解いただけるのではないかと、そういうふうには思います。いずれにしても、人事異動につきましては、私たちの専権事項といえども専権事項でございますが、不適格な人がいればということをご指摘をいただく。ただ、その人はどこへいっても使えないというようなことがあるわけでありまして、この辺についても、多分ご理解をいただいた上でのご発言ではないかなというふうには考えております。一生懸命努力をさせていただきます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 塚越グラウンドのテニスコートの活用について教育長にお伺いします。塚越グラウンドのテニスコートは、土手が崩落する危険性があることから、8年間余りも使用できない状態となって

おります。

総合振興計画後期基本計画の「生涯スポーツの振興」で、施設整備を積極的に図る必要があるとしていることから、速やかに改修し、活用することが望まれますが、考えを伺います。

○議長（大澤タキ江君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） ただいまの塚越グラウンドのテニスコートの件でございますが、現在ご案内のように使用中止になっております。塚越グラウンドは昭和63年3月に竣工しておりますが、テニスコートが2面とグラウンド1面がございます。そして、平成13年にテニスコート側ののり面と、その上の駐車場の一部に亀裂が見つかりました。その当時危険と判断されて使用中止になって現在に至っております。現在はフェンスで囲んで施錠しております。擁壁等素人目には変化は見られないわけですが、上部の亀裂等そのままでございます。また、長い間使っておりませんので、テニスコートのコートの面も亀裂があったりしまして、全面的に改修しないと使用再開は難しいかなというふうに思っております。ここを使用開始するには、危険でないということ、擁壁の安全性等検査をする必要があるのかなというふうに考えております。場合によっては工事も必要になるのかなということでございます。

今後の予定というはあれですけども、たびたび出ておりますように学校の耐震工事等が大体終わりましたので、その他の施設、学校以外の施設につきましても、安全対策ですとか、あるいは改修工事等順次取り組んでいきたいというふうに考えております。塚越グラウンドのほかにも幾つもの施設がございます。そういったものに順次取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ほかの施設等も検討しまして、優先順位を考えながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 今教育長の答弁を聞かせていただいたのですが、教育次長にお答えいただきたいと思いますが、昨年やはり私がこのようなお話をしたら、耐震化も終わったので、なるべく早く、そちらのほうも改修できたらというふうなお話を伺ったことがあります。それはともかくとして、危険ということなのですけども、現場には「危険立入禁止」という看板が、私はこのところ二、三回行きましたが、見受けられません。トラロープがあるのですが、ウマが倒れてひっくり返っている状況です。それも行ったとき立ててきたのですけれども、風があると倒れてしまうと。危険使用禁止であれば、「立入禁止」という札がなぜないのか。また、専門的な人にご一緒いただいて見てみました。擁壁は5センチずれているであろうと。あと、陥没、あのまま置くと用水が流れ込んで、ますます危険なのではないかというふうなお話もいただいた。これはお金を払ってではなくて、どうなのですかということで、私が個人的に見ていただいたという状況にあります。使用禁止であったにもかかわらず、ちょっと管理が甘いのではないかという気がします。その点について伺います。

なお、長瀨町にはテニスコートが岩田総合グラウンドに2面しかありません、学校施設を除いて。子供たちは皆野の少年団に属しております。私も手前のことを言いますが、本年度からスポ少の本部長になったので、2回ばかり日曜日になると行っています。そうすると、長瀨もスポ少をつくるように努力してほしいと。それは指導者とかの問題がありますからと言っているのですが、とにかく2面のコートだけでは厳しいという感じがします。あれが本当に危険であったら改修しないと危ない、またあそこは駐車場にしてしまおうとか、そのような策も講じなければいけないのではないかなと。長くなりますので、以上について伺います。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、塚越グラウンドの使用休止になっていることについての村田議員の再質問にお答えいたします。何点かありましたので、順不同になるかもしれませんが、お答えしたいと思います。

まず、立入禁止の看板がない、管理が甘いのではないかということでございますが、先ほどの答弁でもありましたように平成13年度から使用中止にしておりますので、貸し出してないということと、あの地域をごらんいただいておわかりのように、もともとあの施設は塚越団地の附帯施設ということで併設されました。ですので、余り一般の方が出入りするということは想定にないかと思っておりますので、繰り返しになりますが、平成13年度から休止にしております中で、特に何か危険なことがあったというようなことは現在までございません。確かに管理が甘いということは否めません。

続きまして、専門家の方にご同行していただいて、見ていただいて、このままにしておく、水等、雨水等入って、ますます危険と、そのとおりでございますので、これも先ほどの答弁にありましたように再開するからには、いずれにしても、何の用途をするにしても、調査等は必要だと思っておりますので、その調査に向けての対応を教育委員会としては、まず今後考えてまいりたいと思っております。

あと、駐車場にしたかどうかという、これは以前の議会でもご質問いただいたところなのですが、附帯施設の運動場ということでできておりますので、その点の用途がえが可能かどうかということも今後調査をして、何かほかのものにということもあわせて視野に入れて検討する必要があるかと私どもも思っております。必ずしもテニスコートでいいのかということも含めた、広い範囲での検討が必要かと考えております。

あと、スポ少、皆野町の運動公園のテニスコートでの長瀨町のお子様の活用が多いという意見は我々も伺っております。そして、先ほど議員がおっしゃったように長瀨町でぜひテニスのスポ少をとということも伺っておりますが、指導者はおるのですが、それをまとめていく人というのが、なかなか見つからないというような状況も伺っております。教育委員会のほうで、それらも承知はしているのですが、担当のほうから声がけもしたりしているようなのですが、なかなか難しい問題があるようでございますので、いいというのではないのですが、引き続き、こういったこともいろいろ体育に関係する人たちのお知恵をかりていく中で、ぜひ教育委員会としてもスポ少テニスができればなど、こう思っている状況でございますので、引き続きご指導いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） スポ少を立ち上げてくれというふうな質問ではなかったのですが、お答えいただきました。

あと1点だけ、今の件で簡単に。文面を読ませていただきます。「塚越グラウンドテニスコート、住所、埼玉県秩父郡長瀨町大字野上下郷734番地、電話番号、0494663111、塚越グラウンドテニスコートのサーフェスはハードコートです。レンタルコートを行っています」、これは意味はわかりますか。インターネット上の文面なのです。これは削除していないのですが、これは「埼玉テニスコート」という見出しで載っております。今使用禁止なので、そういう問い合わせがあったのかどうかということと、これは使用禁止中ですから、これはとめて削除しておかなければならないことだろうと思っておりますので、その点につき伺います。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） ただいまのインターネットに掲載してある件について、私どもでは把握しておりませんでしたので、早速調べて削除したいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 魅力ある観光地づくりについて町長に質問します。

町長は、事あるごとに「ミシュランに掲載され、観光客数は伸びた」と発言されておりますが、今年に入り、町内を見て回ると、観光客数は激減しているように感じられます。一過性のPRによる観光行政では観光客数の安定は望めないと思います。

そこで、訪れる観光客の要望をくみ、安心安全に配慮した魅力ある観光地づくりに取り組むことが必要だと考えますが、いかがか、伺います。簡潔明瞭をお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 簡潔にという話ですから、ここに文書は2ページ書いてあるのですがけれども、これは読みません。

ミシュラン・グリーンガイド・ジャポンというのは、私は去年5月13日に知事から直接報告を受けました。これはすごい効果があるよという話でした。それは6月の百年の森づくりの総会に行ったときに懇親会をやりました。50人ぐらい集まった人たちが、みんな私のところに集まってきて、これはすごい、画期的なことだという話をして、非常にお褒めをいただいて、私もそれまでミシュラン・グリーンガイド・ジャポンというのはよく知りませんでしたので、そんなに価値があるものなのかと思ったのが一番最初でございまして、このことにつきましては、去年は画期的な効果があった。東日本大震災の後、90%観光客が減ったというお話を観光業者からお聞きしておりましたが、夏休み前後からお客が来て、通年では前年対比でマイナスにならなかった、舟下りなんかもそうですし、ケーブルもそうだったというような話を聞いて非常にうれしく思いました。

ただ、ことし、今、村田議員からご指摘のように一過性のものになりつつあるのではないかという心配のご指摘をいただきました。これも私も心配しております。これは1つには気候条件というのが大きな影響を与えているというふうに私は考えておまして、日本が今亜熱帯の気候に完全に移行したという話を天気予報士から聞きました。その中で1日のうちで晴れたり、曇ったり、雨が降ったりというようなことが繰り返されるような天候というのは、観光地に適していないという話を聞きました。これは私たちの力ではどうにもならないことでありますが、とにかくそういうものをクリアした上で、今観光協会も根をしっかりと張りつつありますので、観光協会を中心として、観光業者にご指導いただくということも含めて、長瀨町が一体的な観光振興を図っていく、その中心的な立場に立ってやっていくように今お願いをしているところでございます。いずれまた効果が出てくると思いますし、去年の秋にミシュランのほかにジオパークの認定も受けました。こういうものは追い風でありまして、これをいかに私たちが活用できるかということに尽きるのではないかと考えておまして、これは私たちの一体的な観光業者の団結力、それを私たち町が後ろから押す、そういうような体制がとれないと一過性のものになる可能性というのは否定できない。ここに文書が書いてありますので、後でご質問があれば読ませてもらいますが、とりあえず単純にという話でございまして、そういうことを私も個人的には心配しているところでございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） このごろ町のつじに観光案内板というのですか、標識が大分立てられて好評だと思

います。この観光案内板は国土交通省の観光活性化標識ガイドラインのモデル地域募集によるものなのかどうか、地域整備観光課長、お伺いしたいと思います。

あと、今町長の答弁にありましたが、気候に左右されるという、これは問題ではないのではないかな。確かにことしは人が少ない。ただ、将来を見据えた観光というものに関して、まだやや甘いのではないかなと。観光協会に任せると、それも確かに必要でしょう。しかし、岩畳という地球の窓と言われるものがある、大自然がある、ライン下りがある、ではそれができなかった場合、何があるか。もう少し体験的なもの、こういうものがあるのだ。おいしいものは、こういうものがあるのだ。売るところは、こういうものがあるのだ。そういう将来像を描いた観光施策というのが必要なのではないかなと思いますが、そこも含めて簡単に地域整備観光課長に伺いたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、案内板をどのような形でつくったかということですが、これは国土交通省関東運輸局が行いました事業で、長瀨、秩父、川越地域における外国人旅行者の移動容易化のための言語バリアフリー化事業ということで、多言語案内板、それと指さし会話集ということで、整備をさせていただきました。

それと、これからの観光ですが、今現在まだ計画の中ではございますが、観光資源発掘育成促進事業というのが、これも同じく国土交通省の関東運輸局の事業がありまして、今提案をしているところでございます。内容的にはスマートフォンのアプリを開発しまして、スマートフォンを見ながら長瀨を回れるというような事業でございます。

それと、もう一つ、これも同じく国土交通省関東運輸局でございますが、関東観光まちづくりコンサルティング事業というのがありまして、この内容につきましては、国際競争力のある観光地づくりの推進に向け、地域と旅行業者との連携・協働により地域の観光魅力を発掘・増進させ、新たな企画旅行商品として流通を促進するというような事業でございまして、現在の長瀨町の観光の現状、課題等を町から提案しまして、コンサルティングの専門の方が十二、三名おりまして、そこで長瀨町は今後どのようにしていくかというような提案をさせていただきます。それにつけ加えまして、旅行商品等の開発も一緒に計画してもらえよう事業になっておりますので、この事業も参考にさせていただきます。今後進めさせていただきます。以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 今標識の件についてお答えいただいたのですが、多分国土交通省の観光活性化標識ガイドラインのモデル地域に指定されると、そのほうがさらに有効であったのではないかなと思います。また、答弁を聞いて、国土交通省にはこういうものがある、ああいうものがあるではなくて、長瀨町はこういうふうにしていくのだというものを、町民の声を聞いたりして、ぜひやっていただければと思います。時間も大分経過しましたので、短く。

前回議会で、だれにでも優しい観光地を目指して、障害のある方やお年寄りの方のためにスロープをつけて、車いすでも見られるということをしたらどうかと質問しましたが、課長が、宝登山神社とも折衝するというお話でした。しかし、私、宝登山神社の宮司さんに5月頭にお会いしましてお聞きしたところ、宮司さんは、私は何も聞いてない。宝登山神社では、ぜひそういうのを、裏道もあるし、やっていただければ大変ありがたいというふうな話をしていました。そんなことがありますので、そのことはどうなって

いるのか。

あと1点、これは重要なことなのですが、ことしに入って猿山の猿が大分死亡したということは、地域整備観光課のほうには来ていると思いますが、この件に関して、かなりの頭数の猿が死んでいます。私も2回見に行きました。これは我々哺乳類が感染する菌です。断言はできません。20頭近く死んだのではないですかね。これに関して町当局は知らなかったのか。もし知っていたらば、当然監督責任は県になるかもしれませんが、このようなものに関して査察、または指導を行ったのか。または最悪の場合、土壌検査、除染、そのようなものが必要であったのではないかなと思われませんが、これは私正式な病名とかは知りませんが、その病気だとしたら調べて、私個人には医者にも相談してあるのですけれども、知らなかったら、それは知らないということで、安心安全ということで、観光地をぜひ保っていただきたいと思しますので、お伺いします。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

まず、宝登山のスロープの関係でございますが、これは以前に宮司さんではないのですけれども、宝登山の関係者のほうに一応話はしてあるということで伺っております。

また、宝登山のロープウエーなどの民間の観光施設につきましては、施設の改修を行った場合は、埼玉県福祉のまちづくり条例というのがありますので、それに基づきバリアフリー化をしていただくというようなことで、話はしてあるというようなことで聞いております。いずれにいたしましても、安心安全な観光地づくりのために整備を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健 司君） 宝登山の猿の関係、今町長にも確認したのですけれども、私も初耳でして、死亡したという話は、秩父鉄道からも話が我々のほうにも上がっていませんし、許認可している担当課のほうの地域整備観光課長のほうにも話が来てないということですから、これから課長のほうに調査をさせていただきます。原因がわかっているでしょうから、どういうことが原因で起きているのだということは、町としても当然把握しておかなくてはいけない事柄ですから、これから調査をさせていただきたいと思します。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤タキ江君） 次に、1番、岩田務君の質問を許します。

1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 1番、岩田です。通告に従って質問させていただきます。

遊休農地対策について地域整備観光課長に伺います。平成24年度町長施政方針の「農林業の振興」の中で、遊休農地の解消を促進するとしていますが、現段階では具体的にどのように進んでいるのか、伺います。

また、遊休農地対策等のため、中野上和田地内に「長瀬ふるさと農園」を開設していますが、貸し出し状況と開設効果を伺います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。

平成21年12月の農地法の改正により、農地法に基づく遊休農地対策が創設されました。改正農地法では、食料生産基盤である農地の永続的な確保と有効利用の徹底を図るため、農地の権利を有する者は、農地の適正かつ効率的な利用が確保されるようにしなければならないとされ、また農業委員会は、毎年1回、その地区内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならないなど、遊休農地の解消のため、公的規制がより実効性の高い仕組みと見直されました。

当町におきましても、町農業委員会が中心となり、年1回、町内すべての農地の利用状況についての調査を実施しており、遊休農地と判断された農地の所有者に対しましては、個別に該当農地の農業上の利用増進を図るため、必要な指導を行っているところでございます。しかしながら、耕作面積が年々減少する一方で、耕作放棄地面積は増加を続けており、耕作再開につながるケースが少ないのも事実でございます。遊休農地の解消は、今や全国的な課題となっており、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があると考えます。

こうした中、国は平成24年度新事業として集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図となる人・農地プランの作成を奨励しております。この人・農地プランは、農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加などの人と農地の問題のため、将来展望が描けない地域がふえていることから、集落・地域における話し合いによって今後の中心となる経営体はどこか、中心となる経営体へどうやって農地を集めるか、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方はどうするのかなどを決め、市町村がその話し合いを受けて計画の原案を作成し、農業関係機関や農業者の代表で構成する検討委員会に諮り、その審査結果が適当と判断されたものを市町村が人・農地プランとして決定するものでございます。

この人・農地プランに位置づけられることにより、対象となる農業者は新規就農を支援する青年就農給付金を初め農地集積協力金やスーパーL資金の当初5年間無利子化といった国からの支援を受けることができます。この対策の最大の特徴は、農地の貸し手に農地集積協力金として直接お金を支払うという、これまでにない方法がとられることであり、この農地集積協力金は、人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体に農業の集積が確実に見込まれる場合に市町村がその協力する者に対して交付するもので、その総額を国が県を通じ市町村に交付することとなっております。

なお、この人・農地プランは、平成24年度から2年間で作成することとされており、町としては平成24年度をプラン作成の準備年と位置づけ、まずは主体となる農業関係機関や農業者の代表で構成する組織を立ち上げ、農業者へのアンケート調査や地域ごとの話し合いを順次開催してまいりたいと考えております。

この人・農地プランにより、少しでも遊休農地の減少や後継者の育成ができればと考えております。

続きまして、長瀬ふるさと農園の貸し出し状況と開設効果についてでございますが、この長瀬ふるさと農園は平成12年度に悠々田園生活支援事業県補助金の交付を受け、地主開設農園利用方式による市民農園として開設したもので、その管理運営を長瀬ふるさと農園管理運営組合が行っております。農園の利用は、毎年3月1日から翌年2月末までの1年間で、利用料金は1区画3,500円となっており、最高1人2区画まで契約することができます。

ご質問の農園貸し出し状況でございますが、総区画数49区画のうち昨年度2区画を利用し、堆肥所を設置いたしましたので、現在貸し出し可能区画数は47区画となっており、そのうち32区画を貸し出しております。利用者の内訳は、町内者が16名、町外者が7名の計23名となっており、1人で2区画を利用されている方が9名おられます。2区画の利用者は年々増加しており、農園での農作業を通じて耕作意欲が高まったことのあらわれであり、開設効果の一つでもあると考えております。また、農園は高齢者の生きがいづくりや生徒の農業体験学習など、さまざまな目的に活用され、地域活性化の役割も担っております。今後ますます農園の果たす役割は重要となってくることが予想されますので、引き続き地権者や利用者の声を運営に反映させながら農園の利用拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 今の答弁の中で、長瀬のふるさと農園の説明をしていただきましたが、現在49区画ある中の32区画が利用されているということで、PR不足を感じる中では、まずまずの貸し出し状況かと思えます。

ところで、ふるさと農園、市民農園などの利用者の募集について、町内の住民の利用に限っているところもあるようです。長瀬のふるさと農園では、町外の方も申し込めますが、こちらについては何か理由はあるのでしょうか。ふるさと農園は、市民農園などを参考にしていないかと思いますが、市民農園の形態としては、都市住民の方々が自宅から通って利用する日帰り型の市民農園と農村に滞在しながら農園を利用する滞在型の市民農園があるほか、近年においては、農業、農作業の教育的な機能や医療上の効果が認められ、学校法人や福祉法人等が農業体験や園芸療法を目的とした学童農園、福祉農園に取り組む例もあります。また、農作業を初めて経験する方や、いろいろな作物を栽培したい方のために開設者が農作業の栽培指導や栽培マニュアルの提供等を行う農園や収穫祭等を開催し、都市住民と地域との交流を図るような農園も増加しているようです。

現在、長瀬ふるさと農園には町外からも7名ほど入園しているようですが、今後は町外からも、より積極的に入園者を募ることで遊休農地の担い手不足の解消につながるのではないのでしょうか。また、そのような中で、収穫祭や品評会等のイベントを通し、地元住民や町外の利用者との交流の機会をつくり、この町に興味を持ってもらい、さらには定住につなげていくことができるのではないのでしょうか。今後は、もっとPRして、第2、第3の長瀬ふるさと農園をつくり、遊休農地を減らしていく取り組みをすべきだと思います。

話は長くなりましたが、お聞きしたいのは、今後もふるさと農園を拡大し、町内はもちろん、町外の入園者の増加を目指していく予定はあるのでしょうか。また、そうであれば、長瀬町のホームページでふるさと農園のページの申し込み資格に、町外の方でも申し込みますとありますが、こちらは遊休農地対策と非農家や都市住民の農産物生産を实践したいといった要望にこたえるためという文章もあるので、町外の

方は大歓迎などとするのはいかがでしょうか、当局の意見をお聞かせください。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、岩田議員の再質問にお答えいたします。

ふるさと農園のPRをもっとしたほうがよいのではないかとということ、あと町外者の方をもっと積極的に登用したほうがよいのではないかとということのご質問ですが、そのとおりだと思いますので、町としましても、今後町外の方の参加を多くするようなPRを町ホームページやその他の媒体を介しまして、PRをしていきたいと考えております。

また、農業のいろいろな方法、やり方もあると思いますので、農業の経験者にいろいろご指導いただきながら、初めての方でも農業がうまくできるような方法がとればよいのではないかと考えておりますので、岩田議員の意見を参考にしながら、今後進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 今の答弁の中で、PRにつきましては、せっかくの観光地で、町外からも多くの方が訪れるのですから、飲食店や宿泊施設など、そういうところにも協力してもらい、PRしていくことも必要だと思います。成果が出て、遊休農地対策がより促進できればと思います。

また、先ほど話にも出ておりましたが、平成21年度に農地法が改正され、一般法人の賃借での参入規制の緩和や農地取得の下限面積の実質自由化など、農業への参入を促進するためにさまざまな取り組みが行われているようです。遊休農地の解消と活用手段として、深谷市では農地の購入や借地を希望する個人や企業向けにホームページで農地情報を提供し、貸したい、売りたいという意向のある地権者の農地について、その所在地、面積、形状等の情報を現状面積とともに掲載し、希望の地域をクリックすると農地の一覧や写真を見ることができるようです。また、川島町では耕作放棄地を農業生産法人が耕作放棄地再生利用交付金を利用し、優良農地に再生し、現在ではコマツナの栽培が行われているようです。前橋市では、遊休農地に加工用のサツモイモを作付して芋しょうちゅうを製造し、地元の名産品として売り出す事業を行っているようです。

まだまだいろいろな取り組みをしている自治体がありますが、この中で前橋の地元の名産品をつくるというのは、とてもいいことだと思います。9月の定例会のときに村田議員がおっしゃった、長瀨のトロの字をもじったトロイモの栽培は私的にもとてもいい案だと思います。私も数年前に長瀨の名産、特産品がないのはどうかといろいろ探しましたが、特にこれといったものはなく、何か調べたり、考えたりしていたときにジネンジョに当たりました。インターネットで「ジネンジョ栽培」「ジネンジョまちおこし」と検索してみると、まちおこしや地域活性化のためにジネンジョ栽培、特産加工集会を開催している会社もあります。また、長瀨では「そばの街」の看板も見受けられます。農地でジネンジョをつくることで、遊休農地の解消になり、そのジネンジョは長瀨町の特産品として販売し、そばにもとろろそばとして使用できますし、山芋はさまざまな料理にも利用できます。特に山芋限定というわけではありませんが、何か特産品をつくることで、耕作意欲をわかせる、遊休農地の解消につなげていくことはできないでしょうか。

お聞きしたいのは、昨年定例会で地域整備観光課長からも「特産品の奨励について進めていきたい」という言葉がございましたが、その後特産品の開発は進んでいるのでしょうか。また、規制緩和もあり、貸したい、売りたいという意向のある地権者の遊休農地を個人や企業向けに農地情報の提供をしていく予定はあるのか、伺います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、岩田議員の再質問にお答えいたします。

まず、何か特産品の開発は進んでいるのかということでございますが、今現在JAちちぶの婦人部の方が特産品ということで、漬物とか、そういうものやっていたら聞いております。詳しいことは、ちょっとわからないのですが、婦人部の方で特産品というか、地場産のものをつくっていただいているということ聞いております。

それと、今遊休農地の関係もあります。秩父市の吉田で栽培が始まりましたエゴマというものがあるのですけれども、これが鳥獣の被害にもほとんど遭わなくて、軽労働である程度の収穫ができるということで、こういうものも推進しながら遊休農地の解消を図っていき、そのエゴマによりまして、また特産品等ができればいいのかなと現在は考えております。

また、特産品につきましては、トロイモや山芋等いろいろありますが、これから商工会とか、JAちちぶ、観光協会等を巻き込みながら、特産品はどんなものが最終的によいかというようなものを決めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 農地情報の提供をしていく予定はあるのかというのに答えていただけなかったかなというのが1つと、例えば今後長瀨の特産品ができ、6次産業化した場合には遊休農地の解消だけではなく、加工、製造、販売の過程で雇用促進ができ、さらには定住につなげていくことも可能なのではないのでしょうか。今年度より農林水産省が推進する、先ほど申し上げましたが、人・農地プランでは、地域の中心となる経営体への土地集積に協力したり、分散錯圃が地続きになるように協力した場合に農地集積協力が金が交付されるようです。

そのほかにも農業の担い手が不足している中で、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための新規就農総合支援事業や中山間地域等において平地との農業生産条件の不利を補正するため農業生産活動を支援する中山間地域等直接支払制度など遊休農地対策につなげることでできるようなメニューが国の政策としても用意されています。長瀨町の現状と照らし合わせ、こういった制度を組み合わせることで、より効果的な遊休農地対策ができると思いますので、町としても検討し、実行していただければと思います。

そうしましたら、先ほどの農地情報の提供をしていく予定はあるのかという質問だけお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 岩田議員の質問にお答えいたします。

農地の情報ということなのですが、現在JAちちぶで農地のあっせんとか、登録等を行っておりますので、そちらのほうに登録していただけますと、貸し手、借り手の仲買をやっていただけるというような事業を行っております。

また、中山間地域もどうでしょうかということだったのですが、昨年まで小坂地域で中山間地域の事業をやっておりましたが、5年ぐらいやったのですが、どうしても続かないということで、ことしから中山間地域の事業は中止になりました。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 次に、4番、野口健二君の質問を許します。

4番、野口健二君。

○4番（野口健二君） 4番、野口です。EV車用充電設備の設置についてお伺いしたいと思います。町民課長、よろしくお願いします。

今、日本では地球環境に配慮した電気自動車が多く見られるようになりました。そこで、当町でも豊かな自然環境を保護するため、充電設備を設置し、電気自動車の普及を図れるようにしたらどうかをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 野口議員のご質問にお答えします。

現在地球温暖化対策の一つとして、走行時に二酸化炭素を排出しない電気自動車（EV）を普及する各種施策が全国で展開されております。現在市販されている電気自動車は、フル充電での走行距離がガソリン自動車等に比べて短く、外出時における充電施設整備が必要不可欠でございます。このことから、電気自動車の普及のためには、充電スタンドなどのインフラの整備が重要でございます。このため、充電器などの必要なインフラの普及方策については、県内の充電器を組み込んだ充電ネットワーク網を整えることが必要だと考えております。

なお、充電器の設置場所から維持管理上のさまざまな問題、電気料負担、いたずら防止、夜間の管理などがあり、町といたしましても、環境施策としてとらえながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（大澤タキ江君） 4番、野口健二君。

○4番（野口健二君） 当町でもミシュラン・グリーンガイド・ジャポンで埼玉の観光地として一番星をいただいたのでありますので、今補助は大分少なくなったようではございますけれども、補助があるときに早目に設置したらどうかということなのではございますけれども、埼玉でも140カ所ぐらいできているということなのではございますけれども、長瀬もそんなことで、ひとつ早目に設置していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 回答はよろしいですか。

○4番（野口健二君） はい。

○議長（大澤タキ江君） 次に、7番、齊藤實君の質問を許します。

7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 齊藤です。よろしくお願いします。一般質問の順序に従いまして、お願いいたします。

財産の管理について総務課長にお伺いをいたします。町が所有する財産は適正に管理されなければなりません。土地、建物を使用させる場合、使用許可や貸し付けの手続きはどのようにして行われているのか、お伺いをいたします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 町所有財産の管理について土地、建物の使用許可や貸し付けの手続についてのご質問でございますが、公有財産の管理に関しましては、法令等別に定めるもののほか、町の公有財産規則に基づいて行っております。公有財産のうち公用もしくは公共用に供している財産につきましては、行政財産としてそれぞれの所管課で、またそれ以外につきましては、普通財産として総務課で管理しております。行政財産につきましては、町規則により使用許可申請に基づき許可しております。総務課における最近の例を申し上げますと、ことし4月1日に東京都スポーツ振興局より役場庁舎4階第二委員会室等の使用を求めて申請書が提出され、町長の決裁を受けて使用許可を行っております。使用期限は国体終了予定までの1年8カ月の期間で許可をしているところでございます。

その使用料につきましては、長瀬町行政財産の使用料に関する条例に基づく使用料に電気料、上下水道料及び災害保険料を面積、人数案分した額を加算して請求しているところでございます。また、普通財産につきましては、貸し主、町になりますが、と借り主双方の合意のもとに賃貸借契約を締結しております。賃貸借料につきましては、埼玉県の普通財産貸付算出基準を準用した基準を定め、運用しておりまして、貸付期間につきましては、公有財産規則に基づき契約をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） そこで、1つお聞きしたいのは、実は幾つか土地、あるいは建物ということで、財産があるわけですが、その管理について具体的に今は聞いてないので、ただ、いろいろなことで、決まりの中で今お話があったと思うのですが、そうではなくて、実際はどこどこどこがあるかというようなことがないかと我々はわかりませんので、私が調べた中では、例えば清流苑、今の管理状況はどうなっているのか。今シルバー人材センターが借りていますね、それについての管理料とか、それと町営住宅の管理状況、どうなっているか。先ほどお話があった町営グラウンドの管理、あるいは村田議員からもお話があったとおり、ああいった管理の問題、我々の財産でございますので、その管理をどうなされているのか。

例えば1つの例としては、今商工会長がここにいるので言いづらいのですが、あそこの建物は、長瀬町集会所施設等設置条例というのが昭和56年6月25日にできているわけです。設置、第1条、地域住民のコミュニティ活動と町民全体の福祉並びに文化活動等の推進を図るため、地域に集会所等、設備等、集会所等というのですが、その中に憩の家というのが現在残っているわけですよ、設置条例の中に。要するにこういう条例があるのだから、そういう条例を外さないうちに商工会が事実上使用しているわけですよ。それで、この間雨が漏るということで、700万円補助する。賃貸借の契約もしていないのに、そういうことをする。それはいかがなものかと。だから、そういう条例がある限りは、これを外し、その後やるというのが筋ではないかというのが、まず1つ。それを1つの例として総務課長、あるいはまた町長のほうからもお聞きしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 齊藤議員の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃっていますとおり、憩の家センターにつきましては、現在商工会のほうに行政財産の使用許可ということで、手続をとって貸し付けといたしますか、使用許可をしているところでございます。憩の家センターに商工会が入った経緯等は、ご存じの方も大勢いらっしゃいますが、昭和55年末に施設ができ

まして、昭和56年1月に条例に登録したわけなのですが、その後昭和57年10月から商工会が入っているかと思えます。その当時は、1階が商工会、2階が袋区の地区集会所等で活用しておったかと思うのですが、その後年数がたってまいりまして、平成11年に憩の家センターの裏のところに野上コミュニティ集会所を建設いたしました。その後、長瀬学童保育所が2階に入った時期もございましたが、現在の状況になりましたのが平成18年4月からかと思えます。商工会のほうで実質的には1階、2階部分を使用しているということになります。

おっしゃるとおり、行政財産の使用許可につきましては、その施設の本来の用途をなさない範囲での許可というのがございますので、おっしゃるとおり、今後その辺の手続は進めてまいらなくてはならないと思えますが、平成23年度の補助金で建物を修繕したときにも、以前にも議論はされていたところなのですが、確かに適正に管理、場合によっては払い下げ等も検討していかなくてはならないと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 憩の家センターがあることは認めているわけですよね。袋区のセンターなのです。それと同じところに野上コミュニティ集会所というのがあるのです。裏にできたのですよ。憩の家というのは今現在あるわけですよ。ちゃんと昭和55年にのっかっているのだから、それはまだ廃止していませんよ。それなのに貸して何の賃貸契約も何もない、そんなことでいいのですかということを知りたいのですよ。町有財産は、あくまでも町有財産ということをはっきりしたいというのが私の質問なのです。ほかにシルバーもあるでしょう。あれは町のものでしょうか。あれも管理棟ですよ。どこかスポーツの管理棟だったのを借りて今お金を払っているのですよ。幾らだか、相当払っていますよ。それは今質問するから答えてほしいのですけれども、どの課か知らないけれども、管轄のほうでお答えいただきたいと思うのです。幾ら払って、どういうふうになっているのか。これも町有財産について私は質問しているわけですから。

それから、清流苑の跡地、どういうふうになっているのか。あれも社会福祉協議会が保健センターの2階にいったことが、福祉センターがいいとか悪いとか言っているのではない。町営のものは、あくまでもそういう賃貸契約しなくてはならないだろうと、そういうもの。

それから、町営住宅、どのくらいあいて、どういうふうになって、修理もしているようです。実は塚越団地なんかも、この間も下水の問題がありました。臭くてしょうがない。それは町のほうで一生懸命やっていただきました。そういった細かいことかもしれないけれども、非常に困るのですよ、我々の建物がきちっと管理されていなければ。というのは、個人的に申し上げますと、例えば今は赤道がいっぱいあるわけです、どこにも。その中で申請した人はちゃんと払うのですね。申請しない人は一銭も払っていないのですよ。それを堂々と使っているわけですよ。それは私どもは正直だから、二、三坪でも赤道があるということになると、それは払っているわけですよ、きちっと。そういうふうにはきちっとしなければ、不公平感をなくした中でやるのが正しいのではないかと思うのですよ。それについて、1点、2点について、何回も質問ができないので、まとめて言っているわけですが、その辺を含めてひとつお答えをいただきたいと思えます。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 齊藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

お答えが前後するかもしれませんが、お答えをさせていただきます。財産管理につきましては、

本野上の歯科診療所の跡、埼玉生協、駐在所、樋口、野上、長瀬、ゴルフ場もあります。あと、岩田の太田という土地ですか、そのほかに行政財産の使用許可で各施設管理していますけれども、教育委員会関係ですと、シルバー、先ほど出ました95万5,000円何がしで賃貸しております。同じくカヌー艇庫、約1万9,000円で賃貸をしております。

総務課関係につきましては、役場庁舎内自動販売機の設置、これについて約16万何がし、駐車場、埼玉りそな銀行キャッシュコーナー18万何がし、東電の電柱、NTTの電柱、合わせて約5万七、八千円、それから役場4階の東京都につきましては、使用料と電気料、水道、下水道の使用料ですか、こういうものをいただいております。

清流苑につきましては、今担当課管理になっておりますので、特にどこかに貸し出していることはございません。

それから、同じく行政財産の使用につきましては、保健センターの2階、就業改善センター、社会福祉協議会が入っております、雑入で光熱水費をいただいているところでございます。

それから、先ほど来出ています憩の家センター、これも行政財産の一部なのですが、これにつきましては、一部の使用許可、行政処分ですね、平成18年の地方自治法改正が行われまして、町が行政財産の一部使用許可ということで、行政処分をいたしまして、行政財産の貸し付けが可能だよということで、貸し出しているところでございます。

ただ、長期的かつ独占的に使用しているということで、公用もしくは公共用または公益を目的とする事業の用に供するための使用ということで、使用料は減免しているところでございます。当然光熱水費等々につきましては、貸借者というのでしょうか、商工会のほうで負担しているところでございます。

それから、今後なのですが、公の施設から削除、いわゆる条例改正ですね、先ほど齊藤議員が申し上げているとおり。条例改正をいたしまして、行政財産から普通財産として貸し付けるか、譲渡するか、相手方がありますので、その辺ご相談をさせていただきながら詰めていきたいと思っておりますので、この場ではっきりした結論が出せないのですけれども、少し時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） いずれにしても、町の財産でございます。ちゃんと管理し、公平な扱いをしてほしいなと思っているわけです。我々の町有のものでございますので、ちゃんとした契約しなくてはおかしいと思うわけでございます。ですので、その辺ははっきりしてほしいなど。条例を改正するならしてもいい。だけれども、我々は知らないのだよ、これは。知らなかったのだよ、昭和55年にできたこと。今度はちゃんとやっていただくわけですね。出していただいて、その中で今度は削除しないと、これはずっと残っているのですよ、書類が。これはまずいわけでしょう。だから、その辺はしっかりと町有財産管理をお願いし、私の質問を終わります。

○議長（大澤タキ江君） 次に、3番、板谷定美君の質問を許します。

3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 通告に従って質問させていただきます。

町長施政方針の中から4点お伺いします。まず、提案制度について総務課長にお伺いしたいと思います。町民から幅広く町政への提言をもらう「町への提案制度」や職員の事務改善を促すための「職員提案制度」は有効に活用されているのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 提案制度についてのご質問にお答えいたします。

町への提案制度につきましては、町政の効率的、効果的な運営に役立てるため、町民の皆さんに日ごろから思っている意見や要望などを伺い、まちづくりに反映させていくものでございます。ご提案、ご質問に対しましては、速やかに検討し、回答することを心がけておりまして、ほとんどのものにつきましては、数日、遅くても10日程度で文書や電子メール等で回答させていただいております。ご提案、ご質問の活用につきましては、町内部で対応できる内容は、速やかに対応させていただいており、町内部で処理できない内容は関係機関に要望など行っております。また、提案の内容について広く周知する必要があるものにつきましては、提案者の承諾を得て「広報ながとろ」でその内容を公表しております。

続いて、職員提案制度につきましては、職員が感じている問題点やアイデアを提案することにより、事務の効率化と町民サービスの向上、また職員の事務事業改善に対する意欲の向上を目的に実施しているものでございます。自分の考えが認められることや褒められることが職員の意欲向上のために大きな要因となると考えておりますので、今後も制度の活性化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） ただいまの質問の答弁に対してですが、何かしゃくし定規な答弁だと思います。実際に年何回提案されているのか。また、職員からどのくらい提案されているのか、そういう方面をちょっとお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 板谷議員の再質問でございますけれども、具体的な提案件数と内容等をご報告いたしますと、平成23年度が、町への提案制度でございますが、16件、平成22年度が12件、平成21年度が13件、平成20年度が14件となっております。

主な内容でございますが、「広報ながとろ」5月号に掲載もしてあるところでございますけれども、昨年度は我が家の節電対策の提案について、あとはバスの運行についてとか、プール関連の補助、これは秩父共同利用というようなことのご提案等がございました。また、遊園地の設置等ということで提案がありまして、今年度広場等の予算等もとって土地の契約等も進めているところでございます。

また、職員の提案制度につきましては、日ごろからの仕事の中で、自分で事務改善とかしているものというのは、総務課のほうに件数としては上がってきていない状況がありまして、ここ数年、具体的な件数がないというのが実態でございます。かしまって募集したりしますと、それに対する回答が少ないというのがありますので、その辺は環境づくりを進めることが大事と感じております。環境づくりとともに、またすぐれた提案については、報賞制度等も考える必要があるのかなというところもでございます。

幾つか例を申し上げますと、数年前になってしまいましたけれども、印刷物、ミスコピー等も生じるわけですが、その裏面活用ですとか、役場内文書につきましては、極力情報系のパソコン等を利用して紙の節約、あとは以前からもやっておるところなのですけれども、文書を早く探し出すために文書のホルダー、仕分けのものに色で区別けることによって早く見つけられるようにするものですとか、公用車の駐車

位置、以前は特に標示してなかったのですが、間違えてとめたりしているケースもございましたので、標示位置等も定めて置いてあることもございました。また、庁舎内の清掃等というのも職員等から意見としては持ち上がったところではないかと思えます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 町長施政方針の中でも町への提案制度、職員提案制度を充実してやっていくというような施政方針でございます。その中で、本当にこれが有効活用されているのか、ちょっと疑問に思います。提案制度は本当に大事なものだと思えます。町民の意見、職員の意見、聞く耳を持つというようなものだと思えます。本当に有効に利用されているのかどうかというのは、ちょっと疑問に感じるということだと思います。その原因は何なのかということをやはり突きとめていくべきではないかと思えます。

今広報で発表しているというようなことでございますけれども、何かそれに対してのあめではないですけれども、そういう一つの報賞的なものも必要ではないのかと、そういうふうに思います。先ほども課長のほうから言われました、自分の意見が採用されれば、それなりの喜びもあると思えますので、広報等活用して、どんどん、どんどん意見を取り上げていってほしいと、そういうふうに思います。

次の質問に移りたいと思えます。景観形成について地域整備観光課長にお伺いしたいと思います。美しいまちづくりは、地域景観を花と緑で美しく保つ、花いっぱい運動の展開だけではできないと思えますが、町全体をどのように考え、取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 板谷議員のご質問にお答えいたします。

美しいまちづくりとは、地域に生活する町民の方々の住みやすさや居心地のよさを高め、生き生きとした暮らしをつくり出すとともに、訪れる方々にも好印象を与え、観光地としての魅力を高めるために必要不可欠なものであり、町の活性化にもつながるものと認識しております。

こうした美しいまちづくりを後押しするため、国は平成15年7月に美しい国づくり政策大綱を発表し、平成16年6月に景観施策への取り組みを積極的に行うために景観法を制定いたしました。長瀬町は、全域が昭和33年6月に公布された埼玉県立自然公園条例により埼玉県立長瀬玉淀自然公園に指定されており、地域の自然環境を守る観点から、その風致景観の質により、特別地域と普通地域とに区分され、その区分によって規制を受ける行為が定められており、この県条例で自然を守り、規制の範囲内で景観の整備を進めているところでございます。

昨年、国土交通省関東運輸局が実施した、外国人旅行者の移動容易化のための言語バリアフリー化調査事業の一環によりまして、長瀬駅前の観光案内板、町内5カ所にある簡易案内板、町内15カ所に多言語案内板のできる電子透かしQRコードを内蔵した道標が設置されました。こうした観光案内看板等のデザインが新しくなったことにより、町単独事業として宝登山神社参道、上長瀬駅前の観光案内板の改修を実施しました。

町といたしましても、美しい景観づくりのため、統一されたデザインによる町内の案内看板等の整備を進め、花いっぱい運動につきましても、おもてなしの重要な部分でありますので、今後も鋭意整備を継続して取り組んでまいります。さらに、町民個々の多様性や重要さを尊重しながら、その地域に住む人々によって、より住みやすい、より居心地のよい環境がつけられるよう地球温暖化の防止対策等も含め、長瀬町全体として調和する景観形成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 今の課長の答弁の中で、国や県からの条例、そういうような文書の横流し、そんなような感じが受けられます。本来なら長瀨町独自の景観形成というようなものを持ってしかるべきではないのかなというような感じがいたします。花いっぱい運動にしても、長瀨町の中心部分がメインになっておって、長瀨町全体が自然公園という一つのものも確かに指定されているということですが、長瀨町全体が花いっぱいになるようなプランを立てることも必要ではないのかなというふうに思います。

また、補助金を出しているというようなこともございますが、配ればいいという問題でもないような気がいたします。景観形成に必要なものは、何も花いっぱいだけではないと思います。街路の整備、文化遺産の整備、看板の規制、道路の清掃、雑草取り、この前、矢那瀬地区の前を通りましたら、草むしりをみんながやっておりました。ああいうものが町全体に広がるべきではないのかなと思いますけれども、そのあたりお答え願います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、板谷議員の再質問にお答えいたします。

町独自の景観形成があってもよいのではないかとということですが、町としても基本的には観光客に親しみの持てる長瀨町にしたいということと考えております。ただし、先ほども申しましたように自然公園等規制が厳しいところがありますので、その規制の範囲内で整備をさせていただきたいと考えております。

また、花いっぱいも町内全域にしたらよいのではないかとことですが、これも花いっぱいにつきましては、矢那瀬地域とか、長瀨地域、本野土地域、いろいろなところから希望があった場合に応援ということで花を補助しております。また、町といたしましても、直轄で植栽事業ということで町内に植えさせていただいております。

また、町全体をどういうふうにするのかということなのですが、観光の面から見れば、現在長瀨地域が観光の主になっておりますが、今後は長瀨町全体が、ある程度観光の町としていけるような方策を考えて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 観光客が、どのような形で来てもらえるかというものは、ディズニーランドに皆さん行ったことがあると思いますけれども、物すごくきれいなのですよね。まち自体がすごくきれいになれば自然に観光客も私はふえると思います。そういうことも考えながら、いろいろなボランティアがあると思いますけれども、そういう活用を十分に、町全体をきれいにするような計画を実行していただきたいと思っております。以上、この件に関しては質問を終わりにしたいと思います。

3番、コミュニティ広場の設置について健康福祉課長にお伺いしたいと思います。今年度から地区ごとに子供の遊び場、町民の憩いの場としてのコミュニティ広場の設置を順次検討するとのことですが、設置までの工程及び設置場所をお伺いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、板谷議員のご質問にお答えいたします。

コミュニティ広場の設置までの工程及び設置場所のご質問でございますが、町では長瀨町総合振興計画

後期計画に向けて町民アンケートを行った結果、幅広い年代から、一番必要なものとして公園の要望が挙げられております。このような町民の高いニーズにこたえるため、防災上の避難場所や、子供からお年寄りまで利用できる場所を整備する目的から、平成24年度事業としてコミュニティ広場整備事業を予算計上させていただいております。コミュニティ広場の設置は、順次設置していく予定でございますが、防災上の避難場所としての位置づけも兼ねておりますので、本年度を含めて防災担当課と協議を進め、事業を実施してまいりたいと考えており、今年度はとりあえず1カ所の整備を予定しております。設置場所は、大字岩田字吉祥734番地1で、県道長瀬玉淀線を挟んで道光寺の向かい側に位置し、面積は1,663平方メートルとなっております。

進捗状況ですが、平成23年10月に地権者と無償で借り受ける土地使用貸借契約の締結を済ませ、幾つかの遊具が設置してありますが、これは埼玉県児童虐待防止対策緊急強化事業の補助事業を活用しまして、滑り台を1基設置しております。今年度は、広場の維持管理、安全性確保や利便性の向上を図るため、境界測量などの業務を委託しまして、その実施後に敷地内の敷きならしや外構工事などの整備を行う予定であります。平成24年度も既に2カ月が経過しておりますので、今後も鋭意事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） ただいまの答弁の中で、細かいことはよろしいのですが、測量どうのこうのではなくて、これから5カ年計画の中でやられると思うのですけれども、3年なり5年なり10年の長いプランを立てて、どの地区に、どういうぐあいに配備するののかというような地区ごとに検討プランを立てていただきたいなというふうに思います。鋭意検討するというようなことでございますので、それを期待しております。また、長瀬駅前の国道沿いにコミュニティ広場にぴったりの土地が提供されるというふうに聞いております。その土地も候補となっているのか、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 板谷議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今、長瀬駅前のお話もあったわけなのですが、プランを立てろということで、今町としてもいろいろ検討しているところでございます。例えば材料面を考慮すると、広場を整備するための費用をどの程度抑制できるかだとか、整備する箇所についてはどうかだとか、土地の使用貸借による契約を締結して該当地を無償で整備できないかだとか、その辺の検討を今鋭意しているところでございます。

それから、地権者の申し出により広場用地の提供がある場合、地域的に均等が図れないと困りますので、大字単位でひとつつくるだとか、PTA単位だとか、例えば行政区に1カ所だとか、その辺の検討も現在進めているところでございます。

それから、問題のある用地の提供ということも考えられますので、検討材料としては維持管理、地域性、利便性、近隣施設の状況などを考慮しながら、これから各地区にどの程度できるかというような考え方をまとめていきたいと思っておりますので、しばらく時間をいただければ検討させていただき、また後日発表することができると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 3番、板谷。引き続き、4番目の質問に入らせていただきたいと思います。

農業の振興について地域整備観光課長にお伺いしたいと思います。平成24年度町長施政方針の「農林業の振興」に、観光地長瀨の特色を生かした農業を推進するとありますが、どのような農業か。また、遊休農地を解消する施策は何か、お伺いします。

この件に関しましては1番議員と同じ質問になりますので、答弁は結構でございます。引き続き、1番議員の後についての質問にさせてもらいたいと思います。先ほどの答弁の中で、婦人部で特産品をつくっているとか、トロイモを特産品にしてはというような答弁がございました。それが遊休農地の解消につながるというようなことでしたが、実際的に先ほどの答弁をお聞きしていると、何か他力本願的な感じで、行政は関係ありませんというような感じの答えが聞かれたような気がいたします。遊休農地の活用は、給付金がメインではない、行政が中心となって活用していくべきではないかというふうに思います。

この前2月29日ですけれども、山間（やまあい）の里地域向上セミナーが秩父の伝承館で行われました。その中で東京農業大学の長島教授が、皆野出身の方なのですけれども、シルクの製品についてとか、桑の葉を使った健康食品の製品化についての講演がございました。そういうようなものを活用して行政、町民が協働で行っていければ、なおさら町自体の特産物、また観光地としての活用、そういうようなものにつながるのではないかとこのように感じております。また、町職員の方も、この講演には何名か参加されているのが見受けられました。その辺あたりも考慮して、町行政が中心となった遊休農地の活用を考えてみたらよろしいかと思います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、板谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、観光地長瀨の特色を生かした農業でございますが、長瀨に訪れる観光客をターゲットに、昭和40年代後半から観光ブドウ園経営が始まり、その後甘柿の即売、観光イチゴ園が開設され、現在ではそば打ちやまんじゅうづくりの体験も一部行われております。首都圏から日帰り行楽圏内という立地条件を生かした観光農業により、長瀨の知名度を生かした特産品の開発を進め、農産物のブランド化を推進することや観光客のニーズに合わせた、自分で農産物を収穫すること、加工して、その場で食べられることなど、体験型農業が観光地長瀨の特色を生かした農業であると考えており、今後も商工会、JA、観光協会等の関係機関と協議をし、一層の観光農業の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、先ほど町主導で遊休農地の解消や特産品の開発をしていったらどうかのご質問でございますが、人・農地プランにつきましては、町が主導になりますので、町がいろいろな政策により対応していきたいと考えております。また、特産品につきましても、活用できるものにつきましては、いろいろな関係機関と相談しながら、長瀨に合ったものを見つけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） これから、この機会を十分に見させてもらいたいと思います。全部を含めてちよっ

とお話ししたいと思います。

まず、優良な組織ではPDCAというマネジメントサイクルをうまく改善しております。プランがあり、そしてPDCA、プラン・ドゥー・チェック・アクション、企画、実行、評価、改善です。長瀬町町長施政方針はプランに入ります。それを実行していくのは職員の皆様方だと、そういうふうには思います。そして、それを評価してアクション、改善していく、そのようなシステムが流れない限りは、町長施政方針も絵にかいたもちだと、そういうふうには感じております。行政が中心になって、行政と町民の総意と活力による協働のまちづくりを進めていただくことを期待して、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 次に、6番、大島瑠美子君の質問を許します。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） では、質問します。

1、通学路の点検について教育次長にお尋ねします。集団登下校中の児童の列に自転車が突入し、多くの児童が死傷する事故が立て続けに発生しました。

幸い当町では、このような惨事は起きていませんが、通学路に危険箇所や盲点となっているところはないか、再点検し、より一層安全な通学路を確保しておくべきと考えますが、いかがか、伺います。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 通学路での痛ましい事故が相次いで発生したことを受けての大島議員のご質問ですが、通学路の安全も含め、学校の安全を確保することは、安心して児童生徒が学習する上で当然のことであり、登校中に起きた今回のような事故は、あってはならないものです。教育委員会では、事故後、直近の校長会議で通学路の安全確保や登下校時の児童生徒への一層の交通事故防止についての指導に努めていただくようお願いしたところでございます。

通学路の点検につきましては、常日ごろから安全確保に努め、保護者や学校からの要望に対応しております。実際ご要望が教育委員会へ届いた場合、内容を精査し、関係機関へ速やかに情報提供し、通学路の安全確保につながるよう努めているところでございます。また、立木の枝が通行を邪魔している等、地権者のご協力を必要とする場合、行政区長の協力と地域内での解決をお願いすることもございます。

さらに、不審者対策でスタートした学校パトロールやスクールガードリーダーによる巡回指導は、交通安全指導の面でも大変ご活躍いただき、児童の安全な登下校に貢献していただいております。いずれにしましても、児童生徒が安全に登下校できるよう今後も努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） それでは、お聞きします。

より一層安全な通学路を確保しておく、今のお話を聞きましたら、大丈夫ということでございますけれども、再点検したのでしょうか、それともこれからするのでしょうか。

それから、もう一つは、再点検した場合のことを言いますが、その場合には何ら支障はなく、今までどおりで結構ですという答えになっているのでしょうか、それをお聞きします。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、再質問にお答え申し上げます。

再点検したかというのは、今回の事故を受けて後の話かと思いますが、大々的にはしてございませんが、先ほどの答弁でも述べましたように通学路につきましては、常日ごろの点検をしております。また、昨年度県の指導で総点検をしたところでございます。その結果がどうなっているかということは、先ほどの答弁でもありましたように、関係する機関へ改善に向けてのお願いをしたり、教育委員会で対応したり、関係機関へつないだりということで、解決に向けた努力をしております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） それでは、今現在のところは、くどいようですが、通学路に危険箇所はないということでございますね。お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 直接危険な箇所はないと申し上げればよろしいでしょうか。改善の余地のある箇所はあるかと思えます。直近では学校を通じまして、通学路に対する要望は挙がってきております。しかしながら、それは繰り返しになりますが、国道であったり、県道であったり、また町道であったり、ケースはいろいろございますので、すぐには解決には向かいません。ただし、危険な場所を通学路にするというのは本来ないわけですので、よりよい改善に向けたほうが良いという箇所はありますが、危険な箇所はないというふうにお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 2番に進みます。

生活保護受給者の状況について健康福祉課長にお伺いします。最近、高収入の芸能人の親が生活保護を受給していたことが不正受給に当たるのではないかと報道がされました。

そこで、当町での該当事例と生活保護の受給世帯数、人数、また就労支援や自立支援の状況について伺います。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、生活保護制度についてお答えいたします。

生活保護制度は、生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低制限の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度でございます。この制度は、生活保護法に基づいて行われ、生活保護の決定及び実施に関する事務は、埼玉県及び各市が設置する福祉事務所で行っております。このため、長瀨町の場合は埼玉県秩父福祉事務所が事務を担当し、町では生活保護に関する相談及び申請書類などの関係書類の進達を行っております。

ご質問にあります該当事例及び生活保護の受給世帯数並びに就労支援や自立支援の状況については、長瀨町を所管する秩父福祉事務所の生活保護地域福祉担当に確認したところ、平成24年6月1日現在の保護世帯数は26世帯で、保護人員は48人とのことです。また、就労支援の状況については、県の就労支援専門員が就労相談、求人状況の提供、就労意欲の向上や生活習慣の改善等の就労支援を行っており、平成23年度は就労支援専門員が5人に対して就労支援を行い、4人が就労し、うち1人は就労により保護廃止となっております。

なお、就労した4人のうち2人は病気等により就労は継続できなかったとのこと。平成24年度につきましては、6月1日現在、2人に対して就労支援中とのこと。

次に、自立支援の状況は、平成24年6月1日現在、自立支援専門員が1人に対して学校卒業後の進路等について支援中であるとのこと。該当事例についてですが、支給決定後の申請者の状況が把握されているかどうかということが、ご質問の主な内容と思われます。これについては、秩父福祉事務所で定期的に該当世帯を訪問しておりますので、状況把握はされていると思います。生活保護制度のあり方について、最近各種の報道機関で取り上げられる機会が多く、関心の高い案件であります。このため秩父福祉事務所等と連携を密にしながら、制度の適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 再質問いたします。

そうしますと、受給世帯数26、人数が48人います。ですけれども、その中には働けない方、それから小さいお子さんのいる方等いらっしゃると思うのですけれども、働くというのは、20歳から55歳ぐらいまでの人たちだったら、どうにか働けるといっても、今聞きましたら、病気持ちの方ではできませんということなのでも、働ける人たちというのは、大体およそ何人ぐらいいるのでしょうか。

それからあと、生活保護を受けてしまいますと、途中でやめるということがなくて、大体一生受けるという人たちの中には多く見受けられます。それから、ケースワーカーの人たちが、就労支援、自立支援を一生懸命やるのですけれども、働かなくてもお金をもらえるからと、3日も行かないでやめてしまうというような人たちとか、それからあとは会社を紹介しても、行ってみて1週間もすると、おれには合わないとか何とかというのもあるとあって、働くと思えば、働くと損だ、働くと金が削られるので働かないという方もおりますし、本当に手が痛くてだめなのだというので、働かなくてずっともらっている方もいると聞きますので、そのところは難しいことなのでも、生活保護、今テレビでも何でもですけれども、正当な理由でもらわないでいるということに対しては税金を使っても結構だと思えるのですけれども、わがままな怠け者というのでもらっている方も見受けられることがありますので、すごく難しい注文なのでも、生活保護を受給した方が何年ぐらいでやめるのか、それとも20年も30年もずっともらっている方も今現在もいるということは知っているのですけれども、そういう方に対しては、県や町のほうでは何とも言わないで、仕方ないなということで処理をしているのでしょうか。すごく難しい質問なのでも、答えてほしいと思います、わかるところだけ。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、大島議員の質問にお答えいたします。

初めに、働ける人の割合はいかがかというふうなご質問が1点あったかと思えます。長瀨町の、先ほどお話しした人員の中では把握はしておりませんが、秩父福祉事務所管内で世帯類型、高齢者か母子世帯かというような調査を行っております。平成24年では高齢者の世帯が38.3%、母子の世帯が9%、障害者の世帯が11%、傷病者等の世帯が22.9%、その他の世帯が18.6%で、何らかの状況がありまして、働けないという方が、今の数字をお示ししましたけれども、大半かと思えますので、その辺は大方の方が働けない状況にあるということで、ご判断いただけたらと思います。

保護を受けられると継続する傾向にあるというふうなご質問がありましたけれども、長瀨町での傾向は把握しておりません。その世帯の方の状況によりまして、継続するかどうかは、そういうところで判断すると思えますので、あえて5年、10年で切れるものではないというふうにご説明させていただきます。

あと、受給された方が、受給した人がどのくらい……。済みません。もう一度、確認したいので、お願いします。

〔「いいです」と言う人あり〕

○健康福祉課長（中畝健一君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○健康福祉課長（中畝健一君） 以上2点、お答えいたします。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 長瀨町の受給者が、例えば見るところによると、正常で金額を受け取っている、どなたが見ても、まあまあしょうがないのだなというような方が生活保護になっているということで、私は理解しようと思っています。

次に、3番にいきます。公共施設の照明のLED化について総務課長にお尋ねします。東京電力では、4月から企業向け電気料金が値上げされ、8月以降には家庭向け電気料金が値上げされようとしています。

当町の防犯灯はLEDにかえられましたが、他の公共施設もLED照明にかえて消費電力の削減により電気料金を抑えていくべきですが、考えを伺います。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 公共施設の照明のLED化についてのご質問でございますが、ご案内のとおり防犯灯につきましては、昨年度約870基ほどLED化に改修しておるところでございます。LED照明は、消費電力が蛍光灯の約2分の1と少なく、経済的であり、長寿命で更新頻度も低くなることから、事業所や家庭においても導入されているところです。しかしながら、庁舎等の施設で使用されている40ワット型蛍光灯を同型のLED照明に交換する場合は、器具の安定器を外す工事が必要になり、さらに費用がかさんでしまいます。

しかしながら、町では役場の庁舎竣工後15年を経過し、安定器の交換も必要な時期となったことから、費用対効果の観点も考え、照明の点灯時間の長い役場庁舎2階事務室フロアの40ワット型蛍光灯をLED蛍光灯に平成23年度にかえたところです。今年度は引き続き、ほかのフロアの照明を交換する予定であります。また、ほかの公共施設、具体的には学校とか公民館等になるとは思いますが、新築、改築時に進めるとともに、既設蛍光灯のLED化については、LED照明器具の低価格化及び消費電力当たりの明るさの向上に合わせ、工事費用とランニングコストとを考慮して導入の検討を行ってまいりたいと思います。

なお、照明のLED化以外にも空調機の温度設定を環境省推奨温度の28度設定、照明の間引き、夏季における軽装の励行など引き続き実施し、電気使用料の削減に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 再質問します。

一般会計、平成24年度の予算書の39ページ、持っていないと思いますから、結構です。言います。財産管理費の工事請負費の役場庁舎照明器具LED交換工事199万5,000円、これはさっき2階はやったからということで、これはどこの工事をするのでしょうか。

それから、中学校とか小学校のAED化する、まだ全然考えていないと、この予算書を見ても載っていませんので、多分していないのかなとは思いますが、ですけれども、私がこのLED化をしようと言っていて、そしてこんなことを言うのも何なのですけれども、LEDというのは、皆さんの家でも明かりの反射

の仕方がやわらかくなくて直線なのですよね。だから、廊下とか何かというのならいいですけども、教室で、子供たちの目のことも考えますと、教室内のLED化はよく考えて、優しく、ソフトな蛍光灯で、たとえお金はかかってもやっておくほうが、体のためにはすごくいいかなと思いますので、そのところもまた来年度予算をとるときには考慮しながら、それでやってほしいと思っています。

それで、さっきも言いましたように、これはどこですかということです。それから、LED化は、教室内は考えるべきですので、来年度に向けては、その考えも伺いたく、質問に答えてください。意味がわかったかな、私も今言っていて、意味がわかりにくかったような感じがしたのだけれども、済みませんです。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

平成24年度当初予算で199万5,000円だったのでしょうか。済みません、手元になくて。この工事箇所につきましては、1階の事務スペースを考えております。後ほど本日議案でご提案申し上げているのですが、補正予算のほうで県の補助事業等を活用できる可能性もあるものですから、その際は庁舎の事務フロア等を1階から4階まで検討しております。ただし、会議室ですとか、議場等につきましては、1日の点灯時間、年間の日数も少ないものですから、費用対効果を考えて、その辺は今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

あと、学校等につきましては、議員のおっしゃるとおり、確かに2階の事務スペースも暗い感じもして目に優しくないなというのは個人的には感じておりますので、その辺も今後製品の質の問題等もあると思いますので、検討するようになると思いますが、教育委員会のほうの所管でございますので、予算にないということで、現時点での予定はないということで、ご理解いただければと思います。

なお、LED照明化につきましては、1日8時間ぐらい使っている部屋とかでない、なかなか効果が出ないというか、費用対効果がないということも言われていますので、その辺もあわせて検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 質問させていただきます。

1、観光地長瀬の環境美化について地域整備観光課長にお尋ねいたします。よりよい観光地長瀬にするためには、環境美化等に努める必要があると考えますので、次の項目についてお伺いします。

- (1)、ごみ持ち帰り運動の看板設置について。
- (2)、歩道上にある駐車場案内、また営業案内等の看板の撤去について。
- (3)、上長瀬養浩亭付近のヒガンバナ自生地の保護について。
- (4)、長瀬駅前のモニュメント付近の清掃について。
- (5)、観光情報館の屋外放送設備の整備についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、新井議員の質問にお答えいたします。

まず、（１）、ごみ持ち帰り運動の看板設置については、現在のごみ持ち帰り運動だけでは限界があると考えていますので、今後ごみ対策をどうするか、啓発方法や看板の設置を含め、担当課であります町民課や町観光協会等と協議してまいりたいと考えております。

（２）、歩道上にある看板の撤去につきましては、多分長瀬駅周辺のことであろうかと存じますが、この周辺は平成21年に県の関係機関、町観光協会、町の担当で長瀬商店街地区道路環境保全会議を開催し、町観光協会から不法な看板については撤去、移設するよう指導を実施していました。まだ改善されていない状況もありますので、再度観光協会を通じ、指導を行うよう要請し、改善がなければ、またこの会議を開催し、対策を講じてまいりたいと考えております。

（３）、上長瀬養浩亭付近のヒガンバナ自生地の保護につきましては、平成14年、15年当時、養浩亭付近のヒガンバナ自生地に寄居町末野の自生地から町観光協会が補植したものと聞いております。この場所は月の石もみじ公園に隣接していることから、月の石もみじ公園を含め総合的に保全を進めてまいりたいと考えております。

（４）、長瀬駅前のモニュメント付近の清掃につきましては、現在町観光協会に清掃業務等を委託しておりますので、指導を行っていきたいと思います。

（５）、観光情報館の屋外放送設備の整備につきましては、近年インターネットや携帯電話等情報の伝達方法が多様化しており、観光情報館に設置しても聞こえる範囲が限定され、利用頻度も少ないと考えられますので、現時点での設置は考えておりません。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） お答えいただきまして、再質問させていただきます。

ごみ持ち帰り運動については、確かにごみ箱はないので、持ち帰らなくてはいけないのかなと思いつつも、結局ちょっとあると、そこに集中して置かれてしまうというふうなことでありますので、観光協会と協議するときに販売店、いわゆる串物であるとか、小袋物であるとかを販売したときには、それをしっかり回収できるようなことをアピールしながら売ってほしい。もちろん売るところに設置してほしいわけです。そういうふうなことも含めて協議をしていただきたいということを言われております。実際のところは、空き缶回収ボックスのところいろいろなものを置いていってしまうというふうなことがあって、とにかく今は立ち歩きしながら氷なんかを食べたりしますので、余計にそういうふうなごみも出る。それを家に持ち帰るわけにもいかないので、そこら辺に見つけては置いていくという状況、またトイレの隅っこに置いていってしまうというふうなこともされているようなので、いろいろなところに持ち帰り運動に協力してください、または販売店にごみ箱がありますとかというようなことで、ちょっと呼びかけをするようなものを、よくごみの捨てられているところには必要なのではないかなという看板設置、いわゆるお知らせ設置をまずお願いしたいと思います。

それから、歩道上の看板撤去については、平成21年に実施したということでもありますけれども、これは頻繁にあちこち出ていまして、結構大きなもの、畳1枚に近いようなものも歩道上にあります。そういうふうなものと同時に、桜の木に縛りつけてあって、そのロープそのものが大分傷んでいるようなものもありますので、これは平成21年当時より前ぐらいからあるのではないかなというものもあります。そんなふう

な状態でもありますので、出入りに差し支えたりする部分もありますので、また歩行にも差し支えます。見た目もよろしくありませんので、その辺の撤去については、ご指導いただきたいと思います。

あと、看板のついでになのですけれども、あちこちに新しい看板から古い看板からいろいろあるのですが、長瀨消防道路と言われている、岩畳から上がってきたところの正面のところ七、八年前ですかね、立てた看板があります。距離表示がしてあって便利な状態なのですけれども、「右観光トイレ30メートル」という表示があります。でも、実際に新しいトイレができましたので、10メートルでトイレがあります。そういうふうな表示が、いろいろな面で施設が充実してきたり、改善されたりしたときには、そういうふうな設置物につきましても、やはりしっかり点検してほしいし、町の職員なり、家族なりが歩きながらも、いろいろな面で、地図を見て見やすいかなとか、この表示は正しいかなとか、距離感であるとか、この店はもう閉まっているのになとか、いろいろなことがあるかと思うので、そういうふうなこともチェックしながら、いろいろな面で進めてもらいたい、便利にしてもらいたいと思うわけです。

それから、長瀨駅の近くの人に言われたのですけれども、電車からおりてきたお客さんが、今現在ハナビソウが咲いていて、お客さんを誘客しているわけですけれども、駅の構内にはハナビソウの看板は1枚も立っていない、のぼりもないということで、鳥居というか、信号から上には結構あるというふうなことなのですね。ですので、下のほうも、いろいろにぎやかになってしまうかもしれませんけれども、その辺鉄道のほうにも協力していただきながら、そういうふうな誘導看板、それは結局、有効な活用になるわけですので、ぜひその辺のことも検討していただきたいと思います。信号近くの1枚だけ、上り車線に立て看板があるだけなのですけれども、駅の構内そのものがないということでもあります。よろしくお願ひします。

それから、上長瀨養浩亭付近のヒガンバナ自生地の保護について、これは鉄道の用地であったり、あとは国有地であったり、河川の関係でありますけれども、遊歩道になったりしております。よくよくあそこへ行ってみますと、かまどの跡、要するに煮炊きした跡があります。あと、テントを張って暮らしている人たちもいるというふうなことも聞きますし、見ます。火のもとが非常に危険だというふうなことと同時に、そこにヒガンバナが自生してくるので、それを保護する上からも、そこはただ通り抜ける、休憩するぐらいの状態の利用はいいけれども、あそこでキャンプをする、それから煮炊きをする、バーベキューをするというようなことについては、自粛してもらうようなお知らせも必要かと思うのです。いろいろな面で撤去するものと同時に、必要なものの設置をお願いしたいというふうな思いがあります。

それから、4番につきまして、長瀨駅前のモニュメントについて、ちょうど5月の連休の終わりのころに行きましたら、結構モミの木というのは、すごく細かいごみが落ちまして、実際のところ、あそこに観光協会が移設して、昨年3月までの間は金曜日の4時という役場の職員が2人やってきて、あの辺を一生懸命掃除してくれていた。ですけれども、去年4月に観光協会が情報館に入るようになってから、ほとんどされてないというふうなことであります。そして、5月の連休の後に観光協会を訪ねて、男子職員がいましたので、連休が終わったところだけれども、あの辺目立つから掃除してほしいと言ったら、早速その後してくれたようなのです。先日行って見ましたら、あのとき以来やってもらっていないというふうなことで、モミの木の殻というか、葉っぱというのですか、落ちて細かいのですけれども、詰まりやすい状態でもあるので、その掃除と同時に、あの辺一帯、観光協会というのか、業者さんが余り清掃する習慣がないのか、お店を清掃するのが精いっぱいなのか、店の前であるとか、何かについては、ほとんどされてないような状況で、私先日観光協会の総会に呼ばれていった後に締めのあいさつをするように言わ

れて、そのときに向こう三軒両隣というぐらいの、あちこち掃除をしてお客さんをもてなすような長瀬観光業者であってほしいし、観光協会になってほしいというふうなことを申し上げたのですけれども、なかなか掃除が行き届かない。確かにいろいろな面で、掃除すれば切りがないのですけれども、それをやはり長瀬で、店の前は毎日としても、結局向かい側あたり、物があればいいのですけれども、駅寄りなんかだと広い、駅の職員だけではやり切れない部分があります。ですから、駅というのは観光客をお迎えするのに非常に大切な場所ですので、観光協会ばかりが掃除していないのではなくて、業者さんも、そういうふうな形で何曜日はやる、月に2回はやるとかというふうな形で協議してもらえるように、ぜひ清掃日を設けて、また清掃時間を設けてやってほしいなという協議のお願いをしたいと思います。

それから、情報館の屋外放送につきましては、先ほど予定はないというふうなことでありましたけれども、実際携帯電話なりで間に合う人たちも大勢いるのですけれども、そういう人たちばかりではなくて、結構年輩の方もよく見えていて、また集合時間に来てないとか、落とし物があつた、困るだろうと思って、すぐに知らせあげたいけれども、手段がないというふうなことから、そういうふうなものも前はあつたのに雷が落ちてからですか、なくなってしまったのですが、そういうものも設置してほしいなど。ただ、全体に行き渡らなくても駅周辺にいながら連絡を受けたい人、また連絡したい人がいるわけでありまして。そういう点で、何も長瀬全体に行き渡らなくたっていいわけでありまして、その辺を考慮してほしいから、言われて、私はこういうふうな質問をさせていただいているところなのですけれども、その辺のことにつきまして、まとめてひとつお答えいただきたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、新井議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、ごみ持ち帰り運動の看板の設置ですが、ご質問の場所はヒガンバナのところですが、確かにシーズンになりますと、バーベキューをする人等たくさんいるというふうに聞いております。また、この場所は秩父鉄道の所有地がほとんどでありますので、秩父鉄道と協議しながら、どのような看板を立てるか、どこに立てられるかというのを協議していきたいと考えております。

続いて、ヒガンバナ自生地の保護なのですが、現場を確認させていただきましたが、確かに草がかなり生い茂っていて、ヒガンバナもわからないような状態ですので、これも観光協会も整備しておりますので、協議して対策を講じていきたいと考えております。

また、消防道路から上がったところの看板の内容が古いということでございますので、現地を確認して順次整備してまいりたいと考えております。

また、ハナビシ草園の案内看板、構内につけたらいいのではないかとということですが、これも秩父鉄道の所有地でございますので、鉄道と協議して、つけてもいいということであれば、これからでもつけたいと考えております。

あとは、長瀬駅前のモニュメント付近の清掃については、先ほど申しましたように観光協会と業務委託をしておりますので、また商店街も含めて、きれいな町にしていくように観光協会とも話し合っていくと考えております。

また、出たごみを販売している商店で回収したらどうかということですが、昨日の観光協会の総会の議題の中にも、ごみについては各商店で受け取るようにということで、観光協会のほうの事業計画というか、内容にもありましたので、例えば串を持っていていれば、預かってくださいということで報告をされているようです。また、観光協会の事務室にもごみを持ってくる方がいますので、それは観光協会のほうで預

かっていると聞いております。

あと、放送施設につきましては、先ほども申し上げましたとおり、今現在では、その需要が余りないのではないかと、費用対効果を考えると、放送施設をつくっても、そんなに利用度がないのではないかと考えておりますので、今のところ整備する考えはございません。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） もう一つ、再々質問になりますけれども、ヒガンバナ自生地の保護について鉄道と協議したいということでありましたが、鉄道のほうにも支配人的な立場でいる方に相談しましたところ、自分の鉄道のほうでは、なかなかできないけれども、町のほうで呼びかけ等の看板をするについては、してもらって結構ですというふうなことです。そういうふうなことで、費用もかかるかと思えますけれども、呼びかけをもって設置してほしいと思います。余りでかたくもいきませんので、その辺のところは考慮していただきたいと思います。

それから、放送設備といっても立派なものをつくらなくても、ちょっとした携帯型のハンドマイクの大きいものでも間に合うわけですので、非常時のときには、そういうものも非常に役立ちますから、それは協会のほうで持てばいいのかわかりませんが、そういうふうな形で、立派な放送設備でなくたって、携帯用マイクといえますか、そういうふうなものでも可能なわけですので、非常時にもいろいろな面で役立つというふうなことから、例えば大雨洪水警報が出ましたというようなことも含めて、ダムが放流されるについてサイレンが鳴って、我々は知っていますけれども、初めて来た人たちは知らないというふうなこともあります。そのようなことで、ちょっと呼びかけてあげるということもできます。そういうことで、何かのときには非常用にも役立ちますので、そういう携帯型のマイクロフォンといえますか、そういうふうなものが考えられるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

あと、看板の撤去につきましては、ぜひ見目がきれいな長瀬町、本当に目立ち過ぎるといえるか、何も5メートル置きに看板、駐車場、駐車場、駐車場になくてもいいわけです。そういうふうなことで、その辺の話し合いをしっかりとさせていただいて、再度することのないようにご指導いただきたいと思います。もう一度再確認したところにお答えいただきたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 新井議員の再質問にお答えいたします。

秩父鉄道の土地のヒガンバナの自生地のところの看板につきましては、支配人とも協議しまして、なるべく早目に立てられるように検討してまいりたいと思います。

また、放送施設につきましては、これも観光協会が、あそこに入っておりますので、必要かどうか、また携帯のあったほうがいいかどうかということも検討して、もし設置が必要であれば設置をする方向で考えていきたいと思っております。

あと、路上の看板につきましても、観光協会のほうから1度強い要望を各商店街に通知していただいて、どうしてもだめなようであれば、また警察等も含めた会議を開いて、撤去するような指導をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 通告の2番の質問に移ります。

通学路の安全さく等の設置について教育次長にお尋ねいたします。武野上神社から第一小学校までの通学路に安全さく等を設置して、児童の登下校の安全を確保してほしいという考えからお伺いいたします。

先ほど大島議員が全体的なことでの危険箇所等について質問しておりましたが、私は具体的に箇所を挙げて質問しますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 安全さく等の設置をとのご提案ですが、武野上神社から第一小学校へ至る町道は、スクールゾーン指定がされており、児童が登下校する時間帯は車両は通行どめになります。先ほどの通学路の安全対策のご質問でも答弁いたしました。児童生徒が安心して登下校できるよう通学路を設定し、配慮を必要とする箇所については整備していくことが大切なことと考えております。このご提案については、学校等から意見を聴取し、ガードレール、あるいはグリーンベルト等のような対応がよいのか、検討させていただきたいと思ひます。早速ですが、現状では「スクールゾーン」という路面標示がわかりづらい状況になっておりますので、標示を改めてすることから改善してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 前向きな回答と受け取ってよろしいかなと思ひながら、すごい期待をするのですが、先ほど6番議員の質問に対する回答の中で、危険な箇所はないというふうなことを言われたのが非常に気になりました。というのは、前にも2番議員が、長瀨町内総持寺から和田に抜けていく通りにつきましても非常に危険であるというふうなことで、あの狭い、また通勤等でのスピードを上げた車が通るというふうなことで危険度の高い提案がありましたけれども、そのようなことについても具体的な標示はないと思ひます。そういうふうなことで、確かに県道、国道等については、また主要な町道についても、一部速度規制がありますけれども、もし速度規制がない場合は、60キロが標準になってきてしまうわけですよ。そういうふうなことから、結局事故が起きたときには非常に危険な状態、大事に至るわけで、総持寺から和田に抜ける通りなんかについても非常に危険度の高い道路であります。ですから、いろいろな面で呼びかけなり、協力のお願ひとかしてほしいし、危険な箇所はないではなくて、危険な箇所だらけであるというふうな発想から、いろいろなことで、立て看板で済むかな、これではちょっと済まないかな、何か必要かなというようなこともあるかもしれませんが、そのことでもかかっていたきたい。

例えば水管橋を渡ってきて第一小学校から真下におりたところの桜道から第一小学校までの距離なんかにしたって道は狭い、それから生徒はいっぱいいるというふうな状況の中で、危険もあるわけです。長瀨方面から行った児童、井戸方面から来た子供たちというふうなことで、また袋のほうからも来るのでしょうか、そういうふうなことで、結構小学校から下、400メートルぐらいに関しては非常に危険度の高い道路であります。ですから、そういうふうなことも含めて、言ってみれば地元の人たちばかり走っているのではないのですよね、他県ナンバーとか、町外ナンバーとか、町外の人たちが、言ってみれば半分以上走っていると言っても過言でないぐらいですので、そういうふうなことを認識した上で危険のチェックというものはしてほしいし、対応していただきたいというふうにお願ひします。何年前にというか、10年以上前でしょうか、青少年健全対策会議かなんかのでつくれたのか、小学校のPTAがつくれたような看板が非常に傷んだ状態であっても、なかなか直されない状態でありました。そういうふうなものについて写真を撮ってきて教育長にお見せしたこともありましたが、そういうふうなものが、今度できたよとか、こういう予算化できたよという話も聞きません。ですから、そういうふうなことで終わってし

まうのではなくて、しっかりと安全を呼びかけたり、お願いしたり、また生徒が心がけたりするようなことを、安全の上にも安全を期する上で、よりよい対策を考えていただきたい、対応を考えていただきたいということを申し上げたい。そのことについて確認の意味の回答をお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、再質問にお答えいたします。

先ほど大島議員の質問にも、私も危険な箇所はないということではなくて、危険な箇所がないように改善していくよう努めるということ、もともと危険な箇所を通学路には指定していません。より改善したほうが安全になるという部分はありますというお話をしましたので、新井議員が危険な箇所がないというのが気になるというのは、私も回答にとても気になります。表現が難しいかなと思います。繰り返しますが、危険なところがないよう改善していきたいと考えております。

先ほどお話の中に出てまいりました、一小の歩道橋を渡って桜新道へ抜ける道、この箇所につきましては、先ほど通学路の安全点検はしたかというご質問に、昨年しましたとお話し申し上げましたが、その中にも挙がってきております。狭い道のところを朝登校のときに車が通るということで、ちょっと危険ではないかということ、その点検の際には挙がってきております。この件については、先ほどの総点検の中で挙げてある案件になっておりまして、ちょっと話は長くなるのですが、それらの対応については、秩父県土整備事務所が窓口になりました、秩父地域通学路安全検討委員会という組織ができております。そこへかけて対応を順次優先度を設けて各町村、長瀨町だけではございません。秩父地区でございますが、対応していただいているような状況でございますが、そこでの、例えば先ほどの箇所につきましてはの回答は、歩道整備とあわせて考えていくので、現状即何かをするということはないという回答もいただいております。

また、今回の話が、先ほどの件になりますが、今回の事故を受けて、早速国等の動きとして、先週末に8月末をめどに文科省、国土交通省、警察庁が連携して通学路における緊急合同点検等実施要領に基づき、すべての公立小学校の通学路を対象に緊急合同点検を実施することになったという連絡が県のほうからメールで配信されました。埼玉県では、先ほど申し上げましたように昨年度大規模な通学路安全点検を実施していることから、そのデータを準用できないかということ、今関係省庁等々と調整しているところだという情報をいただいたところでございます。その調査は、おおむね5年スパンでやっております。そこうちのほうからは、先ほど言ったような箇所が挙げられてございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 先ほど6番議員への回答の中で、常日ごろ点検しているとか、昨年度総点検しているという回答がありました。それでは、今年度どう反映されたのでしょうか。私は、先ほど立て看板で呼びかけをすとか、いろいろな面での注意の呼びかけをしてほしいということと言いましたけれども、グリーンベルトのラインを引いたとか、常日ごろ点検していて、昨年度総点検した結果として今年度どう反映したか、それをお聞かせください。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、最近の通学路に関する要望とそれにどう対応したかについて具体例でご紹介させていただきます。二小区が多かったのですけれども、アメミヤ興業前の国道140号にできた水たまりを車の通行により飛び水が児童に当たってしまって、頭からぎぶんっとかかるような状況なので、

これを何とかしてくれないかという学校からの切なる願いが参りましたが、ご案内のように国道でございます。地域整備観光課から秩父県土整備事務所に連絡するとともに、当面の間、雨の日は山側の道へ、齊藤議員のお宅の下に迂回路があるのですけれども、そちらを迂回するよう指導するようお願いしたところでございます。ですから、道路そのものが即変わるということではなく、こういうものは時間がかかるかと思えます。

同じく二小区、小坂のカミタルク上の町道の横断歩道の移設というのがございます。通学路上、位置をかえたほうが横断しやすいため、警察署へ要望いたしました。改善するとの回答をいただいております。現時点では、まだ実際に動いておりませんが、改善するという、移設してくれるという回答をいただいております。

また、ちょっと視点は違うのですが、道路そのものではなく、二小区矢那瀬地区の国道沿いの山道、不審者対策と冬期間の暗がりになると危険を伴うということで、教育委員会としましては、この秋口から当分の間、下校のみですが、車での送りを考えております。また、先ほどご紹介しました、今年の県の調査で挙がってきた案件は、一小の歩道橋から踏切への町道の狭い部分でございます。先ほどご案内したように秩父県土整備事務所の回答は、歩道整備のときと一緒に考えていくというような回答でございました。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 2番の教育次長の回答の中では、先ほどの一番最初の質問のガードレールの件と、またグリーンベルトの件等については、早急にする方向で考えていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それから、3番にいきます。防災行政無線について総務課長にお尋ねいたします。防災行政無線は、地域によって聞こえ方に差がありまして、対策にも限界があります。

そこで、町では電話で放送内容を確認できるようにしましたが、そのことをまだ知らない町民がいますので、何らかの方法で再度周知してほしいと考えます。お考えをお伺いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 防災行政無線についてのご質問にお答えさせていただきます。

防災行政無線については、災害時などに町民への的確な救済措置を迅速に指示、伝達し、町民の生命、財産の安全を図り、防災、救助などの業務を遂行するため整備されております。町内の各地域には屋外拡声子局が26局整備されておりますが、町内全域には音声は届かない状況で、音声の届かない難聴地域には戸別受信機を貸与するなどの対策をとっております。

電話での放送内容の確認についてでございますが、放送には気がついたが、内容がわからなかったなどの問い合わせが以前からありましたことから、平成21年度に防災行政無線の親局の機器を入れかえた際、電話応答装置を設置し、平成22年4月から防災行政無線で放送した内容を電話で確認することができる電話応答サービスを開始し、放送内容を確認したいときなどに固定電話や携帯電話から通話料無料で利用できるようになっております。このサービスの周知方法につきましては、平成22年から年1回、町の広報にサービスの内容、電話番号を掲載しているところです。また、町ホームページのくらしの便利帳にも掲載しております。しかしながら、このサービスを利用するための電話番号を知らない町民の方がいらっしゃるということでございますので、今後は定期的に「広報ながとろ」の、具体的にはくらしのメモなどに電話番号を掲載し、周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 聞こえにくいというと、やたらボリュームが上げられるケースがあるのですけれども、近所では本当にびっくりするような大きな音になりますので、その辺ボリュームの上げ方も、もうそろそろ限度かと思えます。この間私が言われたのは、割と山際に住んでいる方、山すそといいますか、その方がハウリングしてしまって聞こえねえんだよなというふうなことから始まったのですね。そういうことも難聴地域になっている。電話で確認する方法もあるのですよと言ったら、そんなの知らないというふうなことから、教えてはあげたのですけれども、先ほど子機も貸し付けしているというふうな話もありました、戸別に難聴地域には。それがどの辺なのかわかりませんが、山すその人にも、そういうふうな形ができるのか。改めて難聴地域の人たちの様子を聞いた上での対応、電話での確認、無料でありますので、かえってそのほうがいいのではないのって、うるさく聞こえるよりも、必要と思ったら、自分で聞けば、過去4件さかのぼって聞かせてくれるから、いいのではないですかと言った部分があるのですけれども、その辺のことを含めて周知してほしいと思う。

それと同時に、防災無線、どこの地域でも同じかと思えますけれども、放送が終わりますと、最後にすごいギャー音というのですか、金属音が相変わらずしております。それはしばらく前に私が別の役をやっているときにも言ったことがあるのですけれども、なかなか改善されない。放送が終わった途端にギャツと言われて、ぞくぞくとする状況があるのですけれども、これは改善されないのですね。改善しないものなのですか。それともデジタル防災無線にしたら変わるような話もあったのですけれども、その辺どうなのでしょう。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 新井議員の再質問にお答えいたします。

何点かあったかと思えますけれども、回答順が変わりましたら、ご了承願いたいと思います。まず、ハウリングして聞こえにくいお宅等があるということで、私も以前そういうお宅にお伺いしたりして、聞こえにくい地域等戸別受信機を貸与しているケースは実際ございます。ただし、基本的には風布地区ですとか、あとは杉郷地区のほうでしょうか、というような地域のお宅に貸与という状況でございます。

あとは、今議会に提案申し上げている工事請負契約等ございますが、デジタル化関連の工事ということで、戸別のスピーカーごとに音量調節等も今回のデジタル化ではできるようになっておりますので、多少の調節は、以前よりはできるかと思えます。また、金属音につきましても、たびたびメーカー側にも問い合わせして確認しておりますが、デジタル化により、この音は解消されるということで、今まではアナログ式の長年使用していた、20年以上使用しているものということで、どうしても音が出てしまったということで、メーカーのほうからは伺っております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 最後に1点だけ。デジタル化によって金属音が解消されるということですが、デジタル化の完了はいつでしょうか。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 再々質問にお答えいたします。

今回議案提案させていただいておりますが、今回提案させていただいておりますのが、国の補助金を活

用した事業で、子局26局のうち12局になります。また、14局残りございますが、今回補正予算のほうで上程させていただいておりますので、その辺をお認めいただきましたら、平成24年度中には単年度で完了できる予定でございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） ここで、2番、村田徹也君の質問に対する補足を地域整備観光課長にお願いをいたします。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 先ほど村田議員より猿園の猿の病気についてご質問がありましたが、秩父鉄道に確認しましたところ、病気が出たのは5年ぐらい前で、保健所や関係機関に集まっていたいで対応していただき、現在は毎年予防注射等を行っており、安全面には十分な配慮をし、現在は安全であるとの回答でしたので、改めてお答えいたします。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時25分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤タキ江君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例会に町長から提出された議案は、議案第14号から議案第23号までの10件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

◇

◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第5、議案第14号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤芳夫君） 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて（長瀨町税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、緊急に長瀨町税条例を改正する必要性が生じ、平成24年3月31日付で長瀨町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方税法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

- 税務課長（大澤彰一君） それでは、議案第14号 専決処分の承認を求めることについて（長瀨町税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明いたします。

町長の提案理由の説明にもありましたとおり、地方税法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されまして、4月1日から施行されました。これに伴いまして、緊急に長瀨町税条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございましたので、長瀨町税条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分させていただき、同日、長瀨町条例第5号として公布し、4月1日から施行しているものでございます。

地方税法等の一部改正に伴い、当町に該当する項目を県の参考例に基づき改正したものでございます。主なものでございますが、地方税法の改正に伴いまして、収入が年金のみの方が寡婦、寡夫控除を受けようとする場合、平成26年1月1日から申告書の提出を不要とすることとなったこと、また土地に対して課する固定資産税の特例は、現行制度を継続して3年間延長させること、ただし、そのうちの住宅用地に係る特例も現行を継続するものの住宅用地に係る負担調整割合は、平成24年、25年で段階的な経過措置を講じた上で廃止することとしたこと、また一般社団法人、財団法人等が設置する幼稚園、図書館、博物館に係る固定資産税は非課税とする特例を新設したこと、また東日本大震災の関係で、家が流されたり、壊された場合に、その家屋の敷地に係る譲渡の特例を受けられる期限を現行3年のところ7年に延長すること、また住宅ローン控除を受けていた住宅が、震災により居住の用に供することができなくなった従前の家屋と住みかえのため新たに取得等した家屋に対し、重複して住宅ローン控除の適用を受けることができる特例を設けたこと、このほかにも新築住宅に係る固定資産税の減額措置を2年延長することなどとなっております。

それでは、専決処分いたしました長瀨町税条例の一部を改正する条例について条文ごとにご説明申し上げます。恐縮ではございますが、長瀨町税条例新旧対照表、このA4の横になっております、左が改正前、右が改正後になっておりますが、そちらをごらんください。

1ページでございますが、まず第36条の2、町民税の申告でございますが、年金所得以外の所得を有しなかった者、収入が年金のみの者で、寡婦、寡夫控除を受けようとする者は、今まで個人住民税の申告書を提出する必要がございましたが、市町村に提出する報告書等に新たにその記載が税制改正で追加されたため、申告書の提出を不要とすることに伴い、寡婦、寡夫控除額を、この規定から除くものでございます。

次に、2ページの附則第10条の2の第7項、第8項でございますが、バリアフリー改修住宅や省エネ改修住宅に課する固定資産税の減額など減免を受けようとする場合、申告書を提出しなければならないという規定で、今回の地方税法の改正に伴い、引用条文の異動が生じたため、規定の整備を行うものでござい

ます。

附則第11条でございますが、附則第11条の2から第14条までの用語の意義を規定した条文となっております。今回の地方税法の改正により、引用条文の変更を行うものでございます。

3ページの附則第11条の2でございますが、自然的、社会的条件から見て、類似の利用価値があると認められる地域において、評価替えの間の据え置き年度において地価が下落している場合に簡易な方法で下落修正を行うことができるという規定で、地方税法の改正に伴い、平成22年度分を平成25年度分に、平成23年度分を平成26年度分に改めるものでございます。

また、第2項でございますが、前項の規定の適用を受けない者の課税標準の規定で、平成22年度適用土地を平成25年度適用土地に、平成22年度類似適用土地を平成25年度類似適用土地に、平成23年度分を平成26年度分に改めたものでございます。

附則第12条でございますが、宅地等の固定資産税の課税標準をなだらかに上昇させる負担調整措置を規定した条文で、第1項は当該年度の固定資産税が前年度分の課税標準額に、当該年度の課税標準となるべき価格の5%を加算した額として算出した固定資産税額を超えた場合は、前年度の課税標準額に当該年度の5%を加えた額で算出した固定資産税とするという規定で、地方税法の改正に伴い、見出し及び第1項の平成21年度から平成23年度までを平成24年度から平成26年度までに改め、3年間特例を延長したものでございます。

4ページの第2項でございますが、第1項の前年度に当該年度の5%を加算した額を課税標準として算出した住宅用地または商業地等の各年度の固定資産税額は、その額が当該年度の課税標準となるべき価格に住宅用地は10分の8、商業地等は10分の6を乗じた額を課税標準とした場合の固定資産税額を超える場合は10分の8、10分の6を乗じた額での課税標準で算出した固定資産税額とするという固定資産税の住宅用地と商業地との特例で、この措置を3年間延長するものの、この規定から住宅用地を除いたものでございます。

また、第3項でございますが、第1項の前年度に当該年度の5%を加算した額を課税標準として算出する規定の適用を受ける宅地に係る各年度の固定資産税は、その額が当該年度の課税標準額に10分の2を乗じた額を課税標準として算出した額に満たない場合、当該年度の課税標準額に10分の2を乗じて算出した固定資産税額とする規定でございます。こちらも平成21年度から平成23年度までを平成24年度から平成26年度までと3年間延長したものでございます。

5ページの第4項でございますが、住宅用地のうち当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る固定資産税額は、当該年度の固定資産税額が前年度課税標準による固定資産税額を超える場合は、前年度の課税基準額で算出した固定資産税額とするもので、固定資産の住宅用地のある一定以上の負担水準にあるものを対象に税負担の上昇を緩やかにする措置を今回の地方税法の改正により廃止されたため、この規定から除くものでございます。

なお、納税者の負担感に配慮する観点から、平成25年度まで負担水準を0.8以上から0.9以上とし、据え置き特例が経過措置として残されてございます。

第5項でございますが、商業地等の負担水準が0.6以上0.7以下の固定資産税は、前年度分の課税標準額で算出した固定資産税額とするもので、次の6ページになりますが、第6項は商業地等の負担水準が0.7を超える固定資産税額は、当該年度の課税基準に10分の7を乗じた固定資産税額とするもので、いずれも固定資産の商業地等にある一定の負担水準のものに対する固定資産税額の措置の規定で、平成21年度から平

成23年度までを平成24年度から平成26年度までとし、3年間延長したものでございます。また、第4項を削除したため、項の繰り上げを行ってございます。

次に、6ページの附則第12条の2でございしますが、用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例に関する規定で、引用する法律名が変更となったこと及び3年間延長となったことから、町条例も改正したものでございます。

附則第13条でございしますが、固定資産の農地についての課税標準額を負担水準に応じての負担調整率により、下のページの表で算出した額を超えないようにするなだらかな税負担の調整措置の規定で、地方税法の改正に伴い、その特例を平成21年度から平成23年度までを平成24年度から平成26年度までとして3年間延長したものでございます。

附則第15条でございしますが、特別土地保有税の課税の特例で、附則第12条第4項を削除したための項の繰り上げを行う規定の整備と、対象となる期間を地方税法の改正に伴い、平成24年3月31日を平成27年3月31日と改め、3年間延長したものでございます。

8ページの附則第21条の2でございしますが、今回の地方税法の改正に伴い、新たに附則第21条の次に追加されたものでございます。特例民法法人から移行した一般の社団法人、または一般財団法人が設置している図書館、博物館、幼稚園で、その法人が直接その用に供する固定資産について、固定資産税を非課税とする特例措置が設けられたことに伴い、非課税の申告を行うために必要な書類を規定した条文となっております。

次に、9ページの附則第22条の2でございしますが、東日本大震災に係る被災者住宅用財産の敷地に係る譲渡期限の特例に関する規定で、第1項は東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合に、その居住用家屋の敷地に係る譲渡の特例を受けられる期限を東日本大震災があった日から同日以後、現行3年を7年を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長するもので、地方税法の改正に伴い、新たに追加したものでございます。

また、10ページの第2項でございしますが、第1項の規定の譲渡の特例を受けようとする旨の申告書に記載があるときに限り、譲渡の特例を適用するという規定でございします。

次の附則第23条でございしますが、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除、住宅ローン控除でございしますが、の特例で、第1項は住宅ローン控除の適用を受けていた住宅が震災により住むことができなくなっても住宅ローン控除を引き続き受けられるという適用期間の特例を規定したもので、東日本大震災の被災者等に係る国税、関係法律の臨時特例に関する法律を震災特例法としたことと読みかえの根拠法の条項の改正に伴う規定の整備でございします。

また、第2項は、従前の家屋と住みかえのため、新規に取得等した住宅の用に供する家屋に対し、重複して住宅ローン控除の適用を受けることができる特例で、地方税法の改正に伴い、新たに追加したものでございします。

なお、見出しは、地方税法の改正に伴い、文言の整理となっております。

別紙にあります、こちらの改正条例に戻っていただき、附則でございします。ページ数は振ってございませませんが、2枚目の裏面の中段になります。第1条でございしますが、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございします。ただし、寡婦、寡夫控除を受けるときの申告書は不要とする第36条の2のただし書き及び次の条例附則第2条第1項の規定は、平成26年1月1日から施行するというものでございします。

第2条第1項は、先ほども触れましたが、町民税に関する経過措置で、改正後の町税条例第36条の2第

1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人住民税について適用し、平成25年度までは従前の例によるものとするものでございます。

また、第2項は、新条例附則第23条、住宅ローン控除の重複適用の規定は、平成24年度以後の年度分の個人町民税について適用し、平成23年度分までは従前の例とするものでございます。

第3条でございますが、固定資産税に関する経過措置で、第1項は新条例の固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分に適用し、平成23年度分は従前の例とするものでございます。

第2項につきましては、旧条例附則第12条第2項の住宅と商業地等の特例及び第4項の住宅用地のある一定以上の負担水準にあるものを対象に税負担の上昇を緩やかにする措置の規定は、次のページの表のように平成24年、25年度の2年間、負担水準を0.8から0.9として延長させるものでございます。

第3項でございますが、平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の固定資産税に関する規定で、表のように新条例附則第14条の免税点の適用に関する特例及び裏面の附則第15条第1項の特例、特別土地保有税の課税の特例の規定中の読みかえを行うものでございます。

以上でございます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第14号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり承認されました。



◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第6、議案第15号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第15号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、緊急に長瀬町国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、平成24年3月31日付で長瀬町国民健康保険税条例

の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（大澤彰一君） それでは、議案第15号 専決処分の承認を求めることについて（長瀨町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明いたします。

こちらにつきましても、先ほどの税条例と同じでございます。地方税法の一部を改正する法律の公布が平成24年3月31日にされ、4月1日から施行されました。緊急に改正する必要が生じたので、専決処分させていただき、4月1日から施行しているものでございます。

今回の地方税法等の一部改正に伴いまして、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の規定を設けるため、改正したものでございます。こちらにつきましてご説明申し上げます。こちらにつきましては、別紙の長瀨町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をごらんいただきたいと存じます。

附則に次の1項を加えるものでございます。第16項でございます。東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合に、その居住用家屋の敷地に係る譲渡の特例を受けられる期限を東日本大震災のあった日から同日以後、現行3年のところ7年を経過する日の属する年の12月31日までに延長するものでございます。

附則でございますが、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第15号 専決処分の承認を求めることについて（長瀨町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり承認されました。



◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第7、議案第16号 長瀨町印鑑条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤芳夫君） 議案第16号 長瀨町印鑑条例等の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。
住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止により、所要の改正を行うため、この案を提出する
ものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

- 議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（野原寿彦君） 議案第16号 長瀨町印鑑条例等の一部を改正する条例でございますが、この改
正の概要は、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法等の改正に伴いまして、外国人登録制度が廃止され、
一定の外国人が住民基本台帳の対象者とされることとなるための改正でございます。関係する印鑑条例、
手数料徴収条例、子育て支援金支給条例の3本の関連の条例について、長瀨町印鑑条例等の一部を改正す
る条例として規定の整備を行うものでございます。

なお、長瀨町印鑑条例等の一部を改正する条例の説明につきましては、お手元にご配付しております参
考資料、議案第16号新旧対照表に沿ってご説明させていただきますので、議案書とあわせてごらんくださ
い。

それでは、新旧対照表の1ページ、長瀨町印鑑条例新旧対照表をごらんください。初めに、長瀨町印鑑
条例の一部改正でございますが、第2条は登録資格の規定で、外国人登録法の廃止により関係する文言を
削除するとともに、文言の整理を行うもので、外国人登録法の廃止に伴い、印鑑の登録を受けることがで
きる者を住民基本台帳に記録されている者とするものでございます。

次に、第4条は、登録申請の確認の規定でございますが、登録申請の規定の整備を行うための改正及び
外国人登録法廃止に伴う文言の削除で、本人確認につきましては、提示を原則とする規定を整備するとと
もに、あわせて代理人の申請規定の整備を行うものでございます。

次に、2ページをごらんください。第5条は、印鑑登録の規定でございますが、外国人住民に係る住民
票に氏名のほかに通称が記録されている場合の改正で、第2項第3号では印鑑登録原票に氏名のほかに通
称を登録することでございます。また、第7号では、非漢字圏の外国人氏名の片仮名表記を登録すること
で、印鑑登録原票に氏名、本名のほか、通称及び片仮名表記の氏名を登録することができるものでござい
ます。

次に、3ページをごらんください。第6条は、印鑑登録制限の規定でございますが、通称で印鑑登録す
る場合、登録できない印鑑について規定したものでございます。

次に、第11条は、印鑑登録の抹消規定でございますが、号の繰り下げ及び引用後の整理を行うもので、
町長が印鑑登録の職権修正から外国人登録原票についての事由を削除するものでございます。

次に、4ページをごらんください。第13条は、印鑑登録証明書の交付の規定でございますが、印鑑登録
証明書に氏名、本名のほか、通称及び片仮名表記の氏名を記載した印鑑登録証明書を交付する規定でござ
います。

次に、5ページをごらんください。長瀨町手数料徴収条例の一部改正でございますが、文言の整理を行
うとともに、外国人登録原票の廃止により、外国人登録に関する証明手数料1件につき200円を削り、号
の繰り上げを行うものでございます。

次に、7ページをごらんください。長瀬町子育て支援金支給条例の一部改正でございますが、第2条の受給資格に係る規定から外国人登録法が廃止されたため、文言を削るものでございます。

最後に、附則でございますが、議案書の附則をごらんください。住民基本台帳法等の改正法等が施行される7月9日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第16号 長瀬町印鑑条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第8、議案第17号 財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第17号 財産の処分についての提案理由を申し上げます。

町有分収造林の立木について売却により処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、地域整備観光課長の説明を求めます。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、議案第17号 財産の処分についてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、町有分収造林の立木について売却により処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものでございます。

この分収造林は、27名の共有者と昭和35年に50年の契約をし、契約期限が満了したことにより、土地所有者と協議した結果、売却の要望がありましたので、今回の財産処分となりました。

それでは、議案書に沿ってご説明いたします。

- 1、財産の種類は町有分収造林立木です。
- 2、所在は、埼玉県秩父郡長瀨町大字井戸1350番地。
- 3、材積は4,525.52立方メートル。
- 4、譲渡金額は1,786万500円で、消費税を含む金額です。

入札につきましては、去る5月14日に一般競争入札で行い、2社の参加がございました。

5、買受業者は、埼玉県秩父市下影森181番地、株式会社ウッディーコイケ、代表取締役社長、小池文喜でございます。

続きまして、売却物件の概要をご説明いたします。次のページにあります議案第17号資料をごらんください。種類は立木（立山町有分収造林）で、所在は先ほどご説明した場所で、大字井戸立山1350番地でございます。伐採種は皆伐で、伐採面積は9.5ヘクタールです。在種は用材で、樹齢は48年から52年生です。搬出期間につきましては、契約の日から20カ月以内で、樹種は杉、ヒノキが主で、表にありますとおり合計で7,425本、4,525.52立方メートルです。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第17号 財産の処分についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第9、議案第18号 平成24年度長瀨町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第18号 平成24年度長瀨町一般会計補正予算（第1号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億970万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を30億649万2,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では、国庫委託金、県補助金、財産売払収入、寄附金、雑入、町債の増額、歳出は、財政調整基金費、財産管理費、自治振興対策費、児童福祉費、農業委員会費、林業総務費、防災対策費、教育委員会事務局費の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案第18号 平成24年度長瀞町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

最初に、予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億970万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を30億649万2,000円とするものでございます。

次に、第2条の地方債の補正でございますが、恐れ入りますが、4、5ページをお開きいただきたいと思っております。第2表、地方債の補正でございますが、防災行政無線の子局のデジタル化を行いたく、防災施設整備事業として新たに町債を起こし、限度額を7,980万円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。10、11ページをごらんください。まず、歳入の補正の内容でございますが、第14款国庫支出金、第3項国庫委託金、第1目総務費国庫委託金の第1節外国人登録事務費国庫委託金は、外国人登録事務市町村交付金2万9,000円と中長期在留者住居地届出等事務国庫委託金16万3,000円で、交付決定によるものでございます。

次に、第15款県支出金、第2項県補助金、第1目民生費県補助金、第2節児童福祉費補助金73万5,000円は、子育て支援電算システム改修に対しての補助金で、第2目衛生費県補助金、第2節環境衛生費県補助金230万円は、創エネ・省エネ推進地域づくり支援事業県補助金、第3目第1節労働費県補助金は埼玉県緊急雇用創出事業県補助金で園地「四季の丘」整備事業、学校校内防犯対策事業、特別支援教育学校支援事業に対する内示等によるものでございます。

次に、第16款財産収入、第2項財産売払収入、第2目第1節物品売払収入1,786万円につきましては、分収造林の立木の売払収入でございます。

次に、第17款第1項寄附金、第1目一般寄附金100万円につきましては、社会福祉に役立ててほしいという方からの寄附金でございます。

第19款諸収入、第5項第3目第2節雑入250万円につきましては、財団法人自治総合センターコミュニティ助成金でございます。

次に、第20款第1項町債、第2目消防債、第2節防災施設整備事業債7,980万円は、先ほどもご説明いたしました地方債でございます。

次に、歳出の補正の内容をご説明いたします。12、13ページをごらんください。第2款総務費、第1項総務管理費、第4目財政調整基金費は、今回の補正で歳入が歳出額を上回ったため484万3,000円を積み立てるものでございます。

第6目財産管理費の第15節工事請負費258万3,000円は、県の補助金を申請中でございますが、役場庁舎内の照明器具をLED電球へ交換する工事で、あわせて事務経費として第11節需用費の消耗品を計上させていただきます。

第9目自治振興対策費の第19節負担金補助及び交付金250万円は、歳入される額と同額を行政区で実施いたします備品整備事業に対し助成を行うものでございます。

第4項第1目戸籍住民基本台帳費は、国庫委託金の交付決定による財源の組み替えでございます。

次に、第3款民生費、第2項第1目児童福祉費の第13節委託料73万5,000円は、児童手当法の一部改正に伴い、子ども手当のシステム改修を全額県の補助金を受けて行うものです。

次に、第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費、第23節償還金利子及び割引料13万2,000円は、平成23年度農業委員会交付金等の実績に基づく償還金でございます。

第2項林業費、第1目林業総務費の第13節委託料207万2,000円は、園地「四季の丘」整備事業で、広葉樹の補植や除草作業等の維持管理等を行うもので、県の緊急雇用創出基金の補助金を活用して実施するものでございます。また、第19節負担金補助及び交付金568万2,000円は、町有分収林の立木の売払収入から分収造林契約に基づき委託料などの諸経費を控除した4割を地権者に交付するものでございます。

次に、第9款第1項消防費、第4目防災対策費は、整備後23年が経過している防災行政無線をアナログ式からデジタル式に移行するためのもので、第15節工事請負費7,984万9,000円は、防災行政無線子局14局の更新、第18節備品購入費804万1,000円は戸別受信機の購入費用でございます。

次に、14、15ページをごらんください。第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、第4節社会保険料3万円、第7節賃金174万円は、個別に支援が必要な児童に対する生活支援及び学習支援、第13節委託料147万6,000円は、学校内防犯対策事業で、両事業とも県の緊急雇用創出基金の補助金を活用して行う事業でございます。

以上が、今回補正をさせていただきます予算案の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 緊急雇用対策費のところで、緊急雇用対策費は昨年をもって一応終わりだと。ことしから来る緊急雇用対策費については1年を満たない人に適用されると、私が調べたところなのですが、まだ我が町に緊急雇用対策費という名目で、今回もここに五百何万入っていると。国や県から緊急雇用対策費というのが、いまだこの金額はおりてくるのですか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 関口議員のご質問にお答えします。

緊急雇用事業につきましては、当初昨年までということだったのですが、延期になりまして、本年も引き続き事業がございまして。特に今回は被災した方を主にとということで初めはあったのですが、当初募集したところ、そんなに数がなかったということで、また去年と同じようなことでも大丈夫だということで、そういう要綱になりましたので、こういうものができました。ですから、去年と同じ方向でことしも大丈夫だということになりました。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 予算書のほうで、ページはどこでもいいのですが、町債が2億7,860万円から3億5,840万円になりましたよね。歳出のほうを見ると、町債はどこにも載っていないのですが、

これはどこかに繰り入れてあるのか、私勉強不足でわからないのですけれども、さもなければ、そのところの町債が、例えば当初予算では歳出で2億7,458万7,000円だったのです。これが額が変わってきているのか、これだけではわからないので、このところをお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

今回町債7,980万円増額ということで、予算書の4、5ページ、地方債の補正、防災施設整備事業ということでございます。この内容につきましては、歳出予算の12、13ページをごらんいただきたいと思います。歳出の消防費、第4目防災対策費で今回防災行政無線固定系のデジタル化工事を計上させていただきますが、この中の7,980万円を町債に充てるということでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 質問の意味が違うのですが、要するに町債が、総額で3億5,840万円になったということですね。

〔何事か言う人あり〕

○2番（村田徹也君） だから、当初予算よりは防災無線で、それだけ借り入れが多くなったと。それでいいと思うのですが、そうすると歳出のほうを見て、歳出欄に町債というのですか、そういう支出項目がないので、どこかに入っているのか、それとも返還のお金か……

〔何事か言う人あり〕

○2番（村田徹也君） 済みません。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） ご質問にお答えいたします。

町債は、歳入にもありますけれども、歳出の財源の内訳として出てまいります。歳出というのは、元金、利子の償還金等がございますが、歳出の中では、今回財源に充てるための特定財源ということで、地方債7,980万円を歳出の中で見込んでいるものでございます。全体2億7,860万円から3億5,840万円の限度額の変更というのは、このほかに当初予算書をごらんいただきますと、道路の関係ですとか、ほかの教育施設等の地方債の補正を歳出で充当させていただいております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第18号 平成24年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第10、議案第19号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第19号 財産の取得についての提案理由を申し上げます。

消防車両を購入したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案第19号 財産の取得についてご説明申し上げます。

消防ポンプ車につきましては、第一分団第一部に配備しておりますが、平成元年に登録の車で、火災時における町民の生命、財産を守るため、早期消火に対応できる機動力及び消防力の強化を図るため、消防ポンプ車1台を整備するものでございます。

なお、この財産の取得につきましては、5月30日に指名競争入札を実施いたしましたが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に該当するため、議案を提出するものでございます。

議案をごらんください。

1、購入物品、数量及び契約金額でございますが、消防ポンプ車1台、1,879万5,000円で、消費税を含む金額でございます。

2、納入場所、長瀬町役場でございます。

3、納入期限、契約の日から平成25年2月28日まででございます。

4、契約の相手方、埼玉県秩父市東町7番5号、埼玉消防機械株式会社、取締役社長、榎戸三保子でございます。

以上が、財産の取得についての議案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第19号 財産の取得についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。
よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（大澤タキ江君） 日程第11、議案第20号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。
町長。
- 町長（大澤芳夫君） 議案第20号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。
防災行政無線固定系設備デジタル化工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。
総務課長。
- 総務課長（福島 勉君） 議案第20号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。
防災行政無線固定系設備デジタル化工事につきましては、平成23年度の3月定例会の際に補正予算として1億2,151万5,000円をお認めいただきました消防防災通信基盤整備事業（国庫）をいただきましたが、消防防災通信基盤整備事業国庫補助金等を活用し、整備する事業でございます。しかしながら、平成23年度内に完成することができなかつたため、繰り越しさせていただいているところでございます。
この事業につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に該当するため、議案を提出させていただいたものでございます。
事業内容でございますが、平成元年に整備し、23年が経過する防災無線の子局26基中避難所付近にございます12基をアナログ式からデジタル化にかえ、双方向型の通信ができるようにするものでございます。また、残りの子局14基並びに貸与している戸別受信機につきましては、先ほどの補正予算でお認めいただきましたので、次回の議会で工事請負契約の議案を提案させていただきたいと考えております。
それでは、議案をごらんください。
- 1、工事名、防災行政無線固定系設備デジタル化工事。
 - 2、施工箇所、埼玉県秩父郡長瀨町内。
 - 3、履行期限、契約の日から平成24年12月20日まで。
 - 4、請負金額、1億920万円で、この額は消費税を含む金額でございます。
 - 5、請負業者、東京都港区芝浦四丁目10番16号、沖電気工業株式会社、統合営業本部、官公営業本部長、小松晃でございます。
- なお、契約の方法につきましては、親局と既存設備の活用、保守や維持管理の一元化などから競争入札に適さないため、随意契約とさせていただきました。
- 最後に、今回の12カ所の整備箇所でございますが、参考資料をごらんください。ピンク色で色塗りしてある箇所、いずれも避難所付近の子局でございます。

以上が、工事請負契約の締結についての議案の内容でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 26基中12基というふうなことなのですが、14基残っているわけですよね。申しわけないのですが、本体を工事するときには入札は行っているか。そうでなければ、また次の14基も多分だめとか、そういうのは全くわかりませんが、そういうことになっていくのかなと思うのです。そこだけどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 村田議員の質問にお答えいたします。

親局につきましては、アナログ式からデジタル化、平成21年度に改修してございます。その際、子局のほうはまだアナログという、改修等を行っておりませんでしたので、その辺の機器の一元性ですとか、維持管理等を含めまして、随意契約をその当時もさせていただいております。この後の14局につきましても同様の予定で現在進めております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第20号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第12、議案第21号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第21号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の提案理由を申し上げます。

住民基本台帳法の一部改正に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議す

るため、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 議案第21号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約でございますが、印鑑条例等の一部改正と同様に、住民基本台帳法の改正に伴い、規約の変更を行うもので、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき関係地方公共団体の協議により、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、同法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案書に沿ってご説明いたしますので、参考資料、新旧対照表とあわせてごらんください。別表中「及び外国人登録原票」を削るものでございます。構成団体の負担金の根拠となっております人口割に係る規約において外国人登録によるもの表記があることから、その規約の整備についての改正でございます。

なお、附則は、本条例の施行期日及び経過措置を規定しております。

以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第21号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第13、議案第22号 皆野・長瀬上下水道組合格約の一部を変更する規約を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第22号 皆野・長瀬上下水道組合格約の一部を変更する規約の提案理由を申し上げます。

皆野・長瀬上下水道組合格約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定によ

り、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 議案第22号 皆野・長瀬上下水道組合同規約の一部を変更する規約でございますが、地方自治法の規定により、皆野・長瀬上下水道組合の共同処理する事務に浄化槽に関する事務を加えるとともに、同組合同規約を変更するものでございます。

第22号議案に沿ってご説明いたしますので、参考資料、議案第22号の新旧対照表とあわせてごらんください。

初めに、第3条でございますが、共同処理する事務の規定で、第4号として浄化槽市町村整備型事業に関することを追加するものでございます。

次に、第14条でございますが、経費の規定で、第6号として、浄化槽市町村整備型事業に係る経費については、組合町の前々年度の末日における当該浄化槽整備済基数（帰属されたものを含む。）割合とするを追加するものでございます。

なお、附則は、本規約の施行期日及び経過措置を規定しております。

以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第22号 皆野・長瀬上下水道組合同規約の一部を変更する規約を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。



◎議案第23号の説明、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第14、議案第23号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第23号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し

上げます。

長湍町固定資産評価審査委員会委員、野原新平氏の任期は、平成24年6月23日に満期となりますが、引き続き委員として選任することについて議会の同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第23号 長湍町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり同意されました。



◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第15、請願第1号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める請願を議題といたします。

この請願第1号は、平成24年3月定例会において総務教育常任委員会に付託され、閉会中の継続審査とされておりますので、総務教育常任委員長から報告を求めます。

3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 請願審査の委員長報告をいたします。

それでは、総務教育常任委員会に付託された請願第1号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める請願について審査結果を報告いたします。

本委員会は、5月24日午前10時より委員会全員の出席により第一委員会室で開催し、同請願を審査いたしました。

委員会での審査は、まず請願の紹介議員である村田議員から請願内容とその理由を聞いて質疑を行い、質疑終了後に事務局から他自治体の請願の採択状況や国の動向について説明を受けて討論を行いました。

質疑では、今の時点では、まだ内容の詰めが足りていないのではないかなどの質疑があり、討論では、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に改正するため、平成24年4月26日から参議院で審議中でもあり、願意は妥当で、当議会としては意見書の提出はしておくべきであるとの意見が多くありました。その後、表決を行いました。委員4名中全員が採択すべきものとしております。

したがって、既に幾つかの地方議会においては、議会の決議を経て障害者総合福祉法の制定を求め

る意見書を地方自治法第99条に基づき国会、関係省庁に提出しているところでもあり、本委員会では願意は妥当であるとの意見の一致を見たので、採択と決定いたしました。

本議会におかれましても、本委員会の決定を尊重されますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（大澤タキ江君） ただいま総務教育常任委員長から報告がなされました。

これより委員長報告に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより請願第1号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める請願を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大澤タキ江君） 起立多数。

よって、請願第1号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める請願は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（大澤タキ江君） 日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時44分

再開 午後4時00分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○議長（大澤タキ江君） お諮りいたします。

ただいま板谷定美君から発議案第1号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第17として直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書を日程に追加し、追加日程第17として直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 追加日程第17、発議案第1号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書を議題といたします。

事務局に議案の配付をいたさせます。

〔事務局議案配付〕

○議長（大澤タキ江君） 発議案の内容等について、板谷定美君の説明を求めます。

3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） それでは、発議案第1号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書の提案理由を説明いたします。

先ほど本会議において採択された障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める請願の趣旨に基づき意見書を関係機関に提出したいので、この案を提出するもので、案文の主なところを朗読して説明とさせていただきます。

平成18年4月、障害者自立支援法が施行された。しかし、法の施行直後から、新たに導入された応益負担をはじめ、様々な問題点が指摘されてきたところである。

その後、政府は平成22年1月に、障害者自立支援法訴訟の原告との間で、障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法制を実現するとの基本合意を交わした。

一方、国連では平成18年12月に障害者権利条約が採択されたが、我が国では国内法が未整備のため、批准に至っていない。

これらの課題を受けて、平成23年7月には障害者基本法の改正が行われた。また、8月には「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が取りまとめられた。

障害の種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず、障害者自らが選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するためには、障害者基本法や今般の提言に沿って、障害者総合福祉法（仮

称)を着実かつ速やかに立法化する必要がある。

よって、国においては、下記の事項を充分配慮した上で、障害者総合福祉法(仮称)を早期に成立させ、施行するよう強く要望する。

1、障害者総合福祉法(仮称)制定に当たり、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を最大限尊重し、反映させること。

2、制度を円滑に進めるための地方自治体の財源について配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するという内容であります。

ご賛同をお願い申し上げ、説明を終わりにいたします。

○議長(大澤タキ江君) これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤タキ江君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤タキ江君) ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議案第1号 障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める意見書を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤タキ江君) 異議なしと認めます。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。



◎閉会について

○議長(大澤タキ江君) お諮りいたします。

今期定例会に付議された議事はすべて終了いたしました。

会期日程はまだ残っておりますが、本日をもって閉会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤タキ江君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日をもって平成24年第2回定例会を閉会とすることにいたします。



◎町長あいさつ

○議長(大澤タキ江君) 閉会に当たり、町長よりあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 定例会の終了に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会では、条例改正案など10件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。まことにありがとうございました。これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと思います。

いましばらくははっきりしない天候が続くかと思いますが、梅雨が明けますと、ことしも町の一大イベントであります船玉まつりが、8月15日に予定されておりますので、その際はご協力のほどお願い申し上げます。

皆様には、健康にご留意なされ、また町政の進展のため、ますますご活躍くださいますようご期待を申し上げます。

以上をもちまして、6月定例会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（大澤タキ江君） 以上をもちまして、平成24年第2回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午後4時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年 8月30日

議 長 大 澤 夕 幸 江

署 名 議 員 齊 藤 實

署 名 議 員 野 原 武 夫

署 名 議 員 新 井 利 朗